

会 議 錄

会議の名称		第1回つくば市ジュニアスポーツ・芸術文化活動推進会議		
開催日時		令和7年(2025年)12月18日(木)開会10:00 閉会12:00		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟1階 会議室1		
事務局(担当課)		教育局学び推進課		
出席者	委員	清水 紀宏委員(座長)、飯野 哲雄委員(副座長)、 香田 泰子委員、萩原 武久委員、小山 勇気委員、 飯泉 智弥委員、宮田 征門委員、森田 修司委員、 尾見 裕史委員、四位 悟委員、坂口 まり委員、 渡辺 峰子委員、稲葉 清隆委員、久保田 靖彦委員		
	事務局	森田 充教育長、森田 信道教育局次長、 岡野 知樹学び推進課長、増沢 喜良学校教育政策監、 伏谷 謙係長、甲斐 夢帆係長、吉村 哲一指導主事、 佐藤 大樹主任、大塚 倭主事、額賀 敏行学校教育指導員		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	2名
非公開の場合はその理由				
議題		報告 (1)部活動地域展開に係るこれまでの取り組みと現在の状況 (2)これまでの取り組みにおける課題の共有 議事 (1)今後の運営の方向性 (2)地域クラブ活動の認定要件		
会議録署名人		確定年月日	年 月 日	
1 開会				

会	2 教育長挨拶
議	3 自己紹介
次	4 座長及び副座長選出
第	5 報告
	5 議事
	6 閉会

<審議内容>

【事務局から開会】

【教育長挨拶】

【会議設置要項第4条により、互選により清水委員を座長に定める】

○清水座長

皆さん経験豊富なそれぞれの専門の皆様の中で座長に選んでいただきましたこと、誠にありがとうございます。誠心誠意務めさせていただきたいと思います。副座長の指名をということでございましたが、我が国では全国的に部活動の中ではどうしても運動部というのが主流になっていてですね、文化部というのはどこか横に置かれているという、また生徒たちの中でも、スクールカースト上運動部の子たちが上で、文化部の子たちは周辺的っていうそういう扱いをしてきたと、これはよくないことだというふうに私は思っています。

今回は文化振興財団の方でありますとか、オーケストラの関係の方もいらっしゃっていますので、これを機会に子供たちのスポーツと文化活動っていうのと一緒に推進していくという観点からも、文化振興財団の理事長をお勤めの飯野

様に副座長をお願いしたいと私の方からお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【会議設置要項第4条により、清水座長が飯野委員を副座長に指名】

○清水座長

それでは議事進行を始めさせていただきたいと思います。

最初に私の方から一言だけ申し上げたいと思っていることがあります。

それは今日もたくさん資料が印刷されていますので、見つけにくいと思うのですけども、この中に令和4年のスポーツ庁の検討会議の提言という資料があります。その資料の下の方に、地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等(第2章)という部分がありまして、一番下に構築方法等という欄がございます。私が言わんとしていることはこのような会議体を令和4年の段階で本当は作っておかなければいけなかったということです。

つまり部活動をどうしていくかっていうことについては、もう全国的にすでに多くの先進事例、今日は小山さんなんかもいらっしゃっておりますが、事例が出ていて、こういうふうに組織的に自治体として取り組むっていう歩みが少し遅れているんじゃないかというふうに私は見てています。

ですので、この会議体も少しスピード感を持って、非常に難しい問題ではありますけども、集中的に審議していかなければいけないと思っていますのでご協力をお願いします。

それではまず、報告事項ということで事務局の方から報告をお願いいたします。

【事務局から報告(1)部活動地域展開に係るこれまでの取り組みと現在の状況の説明】

○清水座長

これまでつくば市として取り組んできた進捗のご報告でしたけども何かご質問ありますでしょうか。私が冒頭に申し上げましたように、本来であれば自治体としての基本的な展開の仕方をプランニングしてから現場で動くっていうのが普通は筋なのだろうと思うのですが、やはり上からせつつかれるものですから。それぞれ実証事業等に取り組まれたりして、学校ごとに今実情が違うというのは校長先生たちご存じだろうと思います。

ですので、これからすり合わせをしていかないといけないという状況にあると思しますし、いろんな先ほどの支援金の創設とか、もうそういう制度ももう動き始めていますから、そういうことの周知もこれからさらにしていかなきゃいけないと思います。ご質問なければ、続けて課題の方にご説明お願ひします。

【事務局から報告(2)これまでの取り組みにおける課題の共有について説明】

○清水座長

ありがとうございました。

それでは少し時間を持って質疑の時間としたいと思いますが、特にこれまでの課題っていう部分について、私が最初に伺いたいのは学校現場の先生方のご意見なのですから、これまで部活動っていうのは学校に設置されてきましたので、もちろん学校によってその部活の種類とか、数は違いますが基本的にどの学校に行っても、好きなスポーツや文化活動を選んで安価に学校という場で楽しめるっていう公平性を担保してきたと思うんです。これはもう学校というものは公共サービスですから指導要領に則ってスタンダードを持って共有しながら、全国展開するわけです。ところがこれが地域に展開するっていうことになると、当然地域の資源や実態や様々な事によって差が生まれるっていう、地域差の問題ですね。こういうことについて学校の先生方の立場として、どんなふうにお考えなのかっていうことを、校長先生を代表してということでなくても

いいんですが、ご意見いただければと思います。

○尾見委員

はい、つくば市学校長会の尾見です。中学校、義務教育学校の校長の集まりでもよくこの話題は取り上げて考える場がありますが、ざっくり言ってなかなか難しいよねっていうのが今の校長たちの率直な考え方でして、そもそもが地域展開が謳われる前の段階で、教員の部活動に関わる時間の縮小というもので、働き方改革を進めようというのが、かなり前の議論のスタートだったように思います。そういう中で、子供たちの関心、或いは興味を、運動や文化、芸術の方に伸ばしてあげようということで、脈々と日本の中学校では部活動が展開されてきたということがあるのですが、いかんせん地域クラブといいますか、いわゆるクラブ活動があちらこちらで普及し始めるにつれて、特にサッカーだと野球の部活動に所属する子たちが激減してきているという実情もあり、またスイミングとか陸上競技のように、個人スポーツへの志向の変化というふうなものも大きく影響しているところもあって、集団スポーツの部活動だとか、あるいは吹奏楽なども含めて、そういう集団での活動というものを好まないというか選択をしない子たちが増えてきているという現状もあると思うのです。

そういう様々な要素を考えていく中で、本校ももちろんそうですけども、活動させたいという保護者の気持ち、もちろんそれは子供の声を反映した上でだと思うんですが、活動させたいという保護者の気持ちをうまく生かしていきながら、教員が週末とか、ゆくゆくは平日の部活動からも離れていく、そういう場合には、やはり子供がやりたい、保護者がやらせたいという希望を保障してあげられるような環境をやはりいくつか提案をしていくようなことができれば、部活動を地域の方々に担っていただく部分が増えていくのではという感触は持っています。ただ、地域差があって、担える方々がどれほどいるかということがやはりどうしてもネックであるかなと考えます。

○清水座長

その他ご質問ある方どうぞご自由にご発言ください。

○森田委員

森田です。もしかしたら今後の方向性の中で議論される話なのかもしれませんけど、保護者の立場として、子供を見る立場として、今後自分のたちの子供の部活は、どこで何をしたらいいんだっていうのが、やっぱりどうしても興味になってくるんですよね。でも、例えば僕らの周り、春日学園で新しい活動をすると言っても、その活動を立ち上げられますかという議論をそこでしても、やっぱり難しいなと思っていて、今後こういう話って、今実証事業みたいな話でできることから、できる場所で進めていますけども、残った場所どうするんですかという議論が多分出てきちゃうのかなと思っています。

そういうところって、つくば市全体である程度、コントロールしながら進めていかないと、結局、その地域その地域でいいことだけ進めていくっていう形になると、結局、できないから遠くまで車で通わなくちゃいけないとかそういう話なってくると思うので、全体で見た取組が必要になってくるのかな、と感じています。

○清水座長

他いかがでしょうか。はいどうぞ。

○宮田委員

つくば市PTA会長宮田です。課題は非常によくわかりました。

先ほど座長からお話をあったとおりスピード感をもって議論しなければなりませんが、一体これは誰がリーダーシップをとって解決策を見出していくべきなのかがよくわかりません。PTAなのかコミュニティスクールなのか学校なのか市なのか。今、色々な課題があることを皆さん方はおそらく認識し始めていますが、そのファーストアクションを誰が起こすべきなのかが、ちょっとやっぱりよく見えないと思います。

これまでの先進事例の紹介がいろいろありましたが、その最初のアクションを

一体どういう形でとられたのか、PTA なのか、各部活動の保護者会なのか、コミュニティスクールなのか、何かその辺りがわかるとありがたいと思います。おそらく課題の解決策は地域によって違うと思うので、地域とどういうふうに話し合って折り合いをつけていくか、もしかしたら最適な方法は地域によって違うのかもしれません、何かモデルケースというか、こういう方法がありますよというのを提示して、解決に向けて動いていくことが必要なのかなというふうに思っています。

○清水座長

今の点は今後の方向性でいいですか。

○事務局

はい、今後の方向性のところでもお話をさせていただきますし、他の自治体さんの事例なんかもまたご紹介できればとは思うんですけれども、実態として考え方方が本当に自治体によって違うというのが実情ではありますし、市が調整して進めていく中でも教育委員会という場所で、どちらかというと部活動に完全に軸足を置く形で活動づくりを行っていくケースと、市民活動として、生涯スポーツ、生涯文化活動っていう側面から、市としてのスポーツ環境文化環境づくりというようなところで学校部活動はもう完全に縮小のみで、新しくこっちで活動をゼロからつくっていくケースがあります。そこに携わる主体としては、もちろん地域の団体さんですとか、或いは地元の企業さんとか商工会議所さんとかと連携してそういう活動を作っているケースもありますし、そこはすごく様々な活動のあり方があり、今の部活動の種目っていうだけではないという発想です。その場合には、地元の企業さんとかが関わっていく場合には例えば製造業に関心を持って欲しいから、ものづくりの活動を 1 つの地域の部活動みたいにしてしまおうとか、そういうような発想でやっているような自治体さんもあります。

○宮田委員

ありがとうございます。ちょっと質問の仕方が悪かったです。そういうのはわかるのですが、その交渉を誰がやらないといけないのかが分かりません。PTAからすると学校にやっていただきたいという思いもあるのですが、学校側も先生に聞くと情報がないからわからないと言われます。ではPTAがやろうかといつてもやはりPTAも情報がなく、コミュニティスクールなのかなと。

今もう時間がすごく限られていて、あと半年、1年ぐらいしかない中で、三すくみ四すくみの状態になってしまっています。でも一方では、部活独自でいろんなところと交渉されているところもあります。要するに受け入れのキャパシティは限られているわけなので、その取り合いになるようなことが水面下で動いているという話も聞いていて、ちょっとそれはよくないのでは思っています。

課題はいろいろあるのはわかるのですが、それをどうやって、どういう体制で解決していくかということと一緒に考えないといけないと思っております。ちょっと焦っています。

○清水座長

まさにそれが今なかなか全国的に進まない中心的な課題です。

要するに組織化が進んでないっていうことだと思うのですが、今後の方向性の中にエリア制っていうのがありますね。その下に運営母体っていうのがあります。つまりこれからまずやらなきゃいけないのはそれぞれのエリアごとの運営母体を作るっていうことで、PTAがだけが動くとか学校が動くとか、そういうことではなくてこれは全市的な集まりですけど、ブロックごとにこういう協議体を作って、合意を図って進めていくっていうことの提案なんだろうと思います。

○宮田委員

ありがとうございます。まさにおっしゃるようなことが議論できればいいなと思います。ありがとうございます。

○森田委員

すいません。

今の質問と本当に同じことなのですから、結局全体でやって欲しいなと思って
いるのですが、ちょっと言葉の定義で確認したくて、パッチワーク式って言つ
ているのはどういうことですかね。各所で勝手にそれぞれに進んでしまってそ
れが継ぎ接ぎなんていうのが僕はよくないなと思っていて、それをパッチワー
ク式と呼んでいるのかなど僕は認識していますが、その認識でよろしいでしょ
うか

○事務局

はい、ご認識の通りです

○清水座長

他にござりますか。よろしいですか。どうぞ。

○四位委員

はい。中体連の方の中学校体育連盟の会長を今年度仰せつかっております。

今本当にたくさんお話があって課題も非常に見えてきているところであるので
すが、視点がズレたら大変申し訳ないんですけども、最初に教育長先生がお
っしゃったように、部活動が学校教育にもたらす意義ってものすごく大きくて、
本当に部活動で救われる生徒とか、そこに生きがい、やりがいを持って進んで
いく子たちっていうのをたくさん見ておりますので、また保護者の方々も部活
動をやってきた世代で、当たり前のように学校で行われていくっていう認識が
非常に強くあって、学校に求められる部分ももちろんあるし、学校としても、
本当にそこの意義を大きくとらえているので、これからのことに関しては、や
や不安はもちろんございます。

今こういった中で、ある程度方向性が示されていけば、地域、地区によって大
分格差はありますが、市としてひとつこういう方向で、ということを、きっと
せーのでドンっていうのはなかなか難しいのですけども、今後こういう方向で

というのはこれからね、今から示されると思いますが、それをできるだけ早く進めていって決めていく必要が私はあって、公表していく必要が。

あると思います。それはなぜかというと、やはりそれぞれの学校、今おっしゃられたように、みんな切羽詰まっています。各学校はどうしていったらいいんだ、もう始まってしまうじゃないかっていうような切羽詰まったところがあつて、もう自走が始まっています。

それぞれが動いているので、それぞれのやり方で今動いちゃっているところがあるなっていうのが 1 つ思っているので、1 回そうなっていくと、なかなかこれをまたまとめていくっていうか、「そっちの方に進めたんだけど、これじゃないの?」っていうふうになってしまっても、またちょっと難しいので、やはり本当に行くならいろんな手続きとかいろんな段階を踏んでいく必要があることは重々わかっていますけども、本当にスピード感を持ってやっていく必要が本当にあって、何ができるかも、こちらとしても本当に考えて、本当に協力して、子供たちのために、1 つになってやりたいっていう思いはみんな持っているので、それを考えていきたいなっていう気持ちがあります。

いろんな課題がありますが、今日の前にいる子供たちをとにかく犠牲にしない、今の 8 年生 7 年生とかを犠牲にしたくないっていう思いがちょっと強くあります。すいませんお願いします。

○清水座長

では事務局から次の議題である今後の運営の方向性について説明をお願いします。

【事務局から議事(1)今後の運営の方向性について説明】

○清水座長

ありがとうございました。

今日は何かを決めるっていうことではなくて、皆さんのお見を伺って次回以降の審議につなげるっていう意見交換の会議だというふうに聞いておりますので、今の説明を聞いて、ご質問ご意見いただければと思います。

最初に確認されましたように、活動のあり方っていうことで、これまで運動部活動っていうのは、多くの場合、特に運動部はですね、競技会志向でやってきた。なので、中体連っていうのがそれを運営するっていうことが主な仕事でしたけども、少なくとも今つくば市が休日の地域展開については、これまでの部活動のようなものというよりは、スポーツや文化活動の入口として楽しめる。なので、今まで文化活動をやってきた子がスポーツを休日はやるとか、逆にスポーツを平日楽しんでいる子が、休日は文化的な活動にもチャレンジするとか、そういうマルチな活動を保障するっていうこと、もちろん同じことをやってはいけないということではないんですけども、そういうふうにまず底辺を拡大するっていう方向にどちらかというと今軸足は置いているっていうことを共有できるかどうか、そのあたりに対してご意見があったら、いただきたいと思います。なお、当然そうなりますとこれまで部活動が担ってきたアスリートの発掘や養成っていうのはどうなるのかっていうことになると思うのですけども、それについては各つくば市や茨城県の競技団体、或いは萩原委員が会長されているスポーツ協会の方で、今後のつくば市のジュニアの強化っていうのをどういうふうにやるのかと言うことは、先導してご検討いただければというふうに思いますが、萩原委員いかがですか。

○萩原委員

前段のご意見を承ったり、そしてまた今のご意見を承って、基本的に私の関わるスポーツ協会会长も、スポーツ振興担当理事の仕事からも、皆さん方からご指摘があったようにこの問題のリーダーシップは誰が取るんだ、というご意見はよく理解できます。これは第一義的には当たり前に行政です。でもその行政も余りにも複雑すぎてこの問題が。行政もひとかたならぬ努力をしてくださっ

ている結果が、やっとここまでまとまってきたのだと思います。

課外活動が明治以来、何でこんなに問題もなく隆盛をきわめてきたか。それは学校単位でがやってきた、先生方が指導してくださる安心安全というものが、当たり前に担保されてきたからです。そこがあるから、今まで本当に長い間続いてきたのです。

そのような環境をこれから、それぞれのやっていただくクラブや、団体に求めしていくことができるか。多分そういうことを、この会議で、分科会のようなものを作られて、そこで議論をしていくところへ繋がっていくのではないかなと思います。

大変厄介なのは、いろんなことを議論する以上に実際にもう動いている方が早いのです。

この社会の早い動きと状況を把握しながら、なおかつ、今、この会議でやるようなこと、或いは行政が考えるようなことを、どのようにそこに落とし込んでいって理解をしてもらえるか、これは周りの動きが速くなり動けば動くほど理解をしてもらえることが複雑になってきます。不可能に近くなっています。できるだけ急ぐ必要があります。

そして、いろんな問題がある中で一番我々が気をつけなければいけないのは、今まで中学生が本当に課外活動に参加してきた皆さんだが、数を減らしてはいけない。もう、今は否応なしに減ってきちゃっている。「なんでスポーツに金払わなきゃいけないのだ。」「何でこの時間に行かなきゃいけないの。」「今まで学校の先生たちがやってくれて放課後全部やってくれたじゃないの。」そういうことも含めて、この機会にスポーツ観だとか、スポーツって何でも勝てばいいんじゃない、とか、いろんなことを議論する転換期に来ているんです。そういうことを含めて議論をするし、そしてまた理解をされるようなことを行政含めて、こういった会議を通して市民の皆さんに、提供していく、理解を求めることを進めることだと思います。余りにもいろんなことが複雑に絡みすぎて

いますから、行政が一義的には責任持たなきやいけないけれども、行政の中でさえもどこがやつたらいいか簡単に一筋縄ではいかない。だから我々のスポーツ協会でもこんなこともできるのではないかと、今その議論もさせてもらっています。でも、我々の体制の中で本当に引き受けても大丈夫か、引き受けられるかという議論も受け入れる側はしっかりしなければいけません。何でもかんでも引き受ければいいという話ではありませんから。

本当にそれが、中学生の成長の糧になるようなことができるかどうかという議論もさせてもらっています。これらを含めて、行政は間違いなくいろんな努力を強烈にしてくださっています。そこもご理解をいただきながら、この会議はそういうことも含めて何がしかの方向性を示していただく会議かな、と思います。

いや俺たちはそんな重いものには触りたくないぞという方もいらっしゃるかもしれません、是非そこをご理解いただいてやっていただければ、多分この会議は実のあるものになるのではないかなと思います。

○清水座長

ありがとうございます。その他ご質問事項ありますでしょうか。

特に先ほどご質問あった運営母体ですけども、ここでは統括運営事務局っていうのと、エリアごとの非営利団体を設置するっていう形で対応するということですが、具体的にどういう構成メンバーを想定されているのかちょっと今の時点でお考えになっていることを教えていただけますか。

○事務局

はい。今の時点では最終的には統括運営事務局は所定の手続きを経ての契約になるので、どこっていう話ではないのですが。やはり最初の部分はやっぱりスピード感ですか、集金業務とともに含めて、民間企業の力も必要かなと考えています。なので、統括運営事務局はスポーツ協会ないしはその文化振興財団さんとかとも連携を図りながら統括の部分はやっていく、というような体制を作

れればと思っています。

各エリアの運営主体というところについては、すでにもうやってらっしゃるようなエリアっていうのも、みどりのとかはそのままみどりの SCC さんが今やつていただいているような形をうまく生かしながらもできたらいいのかなとも思っていますが、一応そこは提案ベースというところで考えてはいます。

運営主体っていうのは必要だとは思っていますのでそこは必ず置くような形で考えております。

○森田委員

森田です。今の部分が一番気になっていて、基本的にはやっぱりどういうふうにパッチワークじゃない形でうまく作っていくかというのがポイントになると書いていて、エリアごとの団体が集金とかも含めてコーディネートするっていうのは非常に大事なのかなと思ってはいるのですけども。

一方で文化のところはすぐにそこに行かないということがちょっと、どうしたのかなと。いろいろご説明いただいておそらく関連団体との調整とかスピード感を考えた上で、こうするのがいいと判断されたのでしょうかけど、僕のやっぱ懸念したところをやっぱうまくコーディネートするためには、エリアごとの調整が必要だと思ったので、ここを分けるというところは、ちょっと気にかかったなってところは1つあります。

○清水座長

私も最後に申し上げようと思っていたことなのですが、地域学校協働本部或いは活動との関係っていうのがきちんと整理されないといけないというふうに思っているのです。

この部活動の地域移行の実証事業の事例集の中には、この部活動の地域展開を地域学校協働本部が担っているという事例が出てきています。

茨城県の場合は取り組みが遅かったものですからまだ設置率が極めて低くて、これを全面的担えるような組織力が今のところはないのが実態なのですが。将

来的にはこの各エリアの地域学校協働本部の中にスポーツや文化活動というものを位置づければ、組織ばっかりいっぱいたくさん作ってもしょうがないと思いますので、そういうビジョンも考えられるかなというふうには思っています。他にご質問ありますか。

○小山委員

はい。みどりの SCC の小山です。

みどりの SCC の SCC はスポーツアンドカルチャークラブの略になっています。なので、もちろん予算の分配だとか、そういう観点からいくとやはり分ける。組織の充実との問題で、スポーツとカルチャーをこう分けるところが今現状あるのかなと思うんですけども、今実際にクラブ運営をしていることに限って言えば、スポーツもカルチャーも変わりはないと思います。

それがおそらく保護者の皆様の感覚なのかなと今聞いていて思いました。

運営しているものとしても、もちろん準備だとか、かかる費用だとか、実態なんかは違うんですけども、こと会員管理というところの観点で見れば、会費をいただいて指導者をお呼びして、活動拠点をちゃんと活動場所を担保するっていうことにもう尽きますので、一緒に進めていくことは全く運営レベルでは問題ないのかなと思っています。ただその財源だとか、管理する仕組みづくりについては、それぞれの進み具合があると思うので、難しいと思うのですけれども、実態、現場の実態としては全く同時に進めることは問題がないですし、もちろん指導者謝金のところはもしかしたら、現場の先生方との調整だと思うのですが、やっていくこと自体は全くできないことじゃないと思っています。また令和 9 年 8 月の、休日、地域活動地域展開をしていくという目標設定でありますけれども、達成不可能なことを議論してもしょうがないなとは思っていてですね、ただ実際やってみている立場としては、令和 9 年の 8 月につくば市にあるすべての中学校の地域活動が地域に展開されること自体は全く不可能ではないと思っています。

そのためにできることをそれぞれのステークホルダーの皆さんのが協力をして進めなければ、間違いなく達成できる課題ですし、令和13年までに平日もという國の方針が出ていますけれども、これも不可能ではないと思っています。

なので、前提としてできないことではないよねっていうところを、今日いらっしゃる皆さんとやはり確認をしていく。その根拠をしっかりと、実践で今教育委員会と協定を結んでいただいてやっている立場として、これは自信を持ってお伝えしたいなと思っています。

なので、もし実際どうなのっていう現場の話であったり、学校ともかなり協議をさせていただいておりますので、そういったところの疑問点なんかは具体的なお話はできるかもしれませんし、中体連でも私、運営の方に、去年一昨年はサッカー、今年はソフトテニスの方にもお邪魔して中体連の活動も一緒に手伝いさせて県南までやらせていただきましたので、そのあたりの仕組みづくりだったり、その中体連自体もどうしていくのかというところをおそらく県南の下になりますので、市が変わるとまた県南がどうするのっていうところもありますし、そこも一緒になって考えていくべき問題だと思っています。

○清水座長

はい。ありがとうございました。

○坂口委員

つくば市教育委員の坂口です。

皆様のご意見を伺いまして、それぞれ保護者の皆さんのが思ってとか、校長先生方の、今焦っているという思いがひしひしと伝わってきました、そういった実際の部活動に関しての現状は今こうなっているんだなっていうことをすごい実感いたしました。質問ではないんですけども、先生方の働き方改革の関係で部活動の時間も減ってきており、部活動の意義、子供たちの部活で得られるものって非常に大きいつつあることも、多分私たち大人世代は部活を当たり前のように近くでやってきた世代ですので、どうにか継続したいっていう思い

があると思うんですよね。

ただ、先ほど校長先生から伺ったように、だんだん個人志向になってきている時代だなっていうのは、私が活動している施設に来ている子供たちの様子を見てもそうですし、スポーツ自体も、サッカーですとか野球ですとか、そういう団体競技は有名な選手も日本で出ておりますので、レベルの高いとこ行きたいっていうふうに、部活以外のどこでやっていくとか、あと個人スポーツに関してもどんどんやっていくっていう中で、部活をやっている子供たちが少なくなっているっていうことも、この時代大きいのかなと思っています。

一方で、普段、不登校の話ですとか地域活動ですとか地域コミュニティがなくなってきたっていうことによるいろんな子供や大人の社会課題も見えてきていく中で、先ほどおっしゃったような転換期であるっていう部分に関して、部活から離れてしまった子たちとか離れそうな予感がしている子たちとかが、そのまま地域と繋がっていくことによって、スポーツ文化活動の親しむ機会ですか、地域の方と繋がる機会ですか、今までと違った形で、今まで大切にしていたものが消えることなく継続できるようなものになるんじゃないかなというふうに思います。この今の転換期をうまくスポーツ、芸術文化活動推進協議会の中でそういったことも含めて協議できればいいなというふうに私自身は感じております。

○清水座長

ありがとうございます。次の議題に移りたいと思います。

それでは議題の2番目の地域クラブ活動の認定要件について事務局から説明をお願いします。

【事務局から議事(2)地域クラブ活動の認定要件について説明】

○清水座長

はい。こちらはかなり具体的な提案で、次の会議の審議事項になっていることですので、ご覧いただいて、ここはどうなるんだとかこれはちょっと問題じゃないかとか、そういう意見がありましたらお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○小山委員

ありがとうございます。まずその営利活動かどうかの判断基準がちょっとわからないなと思っていますし、参加費を取ればそれは営利なのかとか、あと低廉という言葉の定義はかなり難しいなと思っているのですけれども、そのあたりはどのようにしていけばいいでしょうか。

○事務局

まず低廉というところについてなんですかねでも、国の方でガイドラインをもってその費用の目安を示すというふうになっておりますので、もう少し具体的な数字を今後書けるかなと思っています。

営利かどうかというところは、その運営主体が営利団体かどうかというところではなくてその活動が営利活動になっているかどうかで判断したいと考えており、会計がその活動について完全に切り分けられていて、その活動に係る会計が参加者に示せるようになっていればいいのではないかなど考えております。

年間活動の後に金額として残るものがあったとしても、翌年度以降の活動費として用意しておく必要があるものもあると思いますので、そういったところも含めて説明がつくような形になっていれば良いと考えています。

○小山委員

ありがとうございます。要するに一般社団法人の営利と非営利の境目のような、利益を分配しなければ、それは非営利ですということでおろしいでしょうか。

○事務局

はい、その認識です。

○小山委員

ありがとうございます。

○清水座長

はい。他にございますでしょうか。

○森田委員

森田です。

ちょっともしかしたら失礼な発言になっちゃうかもしれませんけど、つくば市スポーツ少年団に加入していること。というところが理解できなかつたんですけども、ガバナンスという話をされましたけども、ガバナンスは何をもってガバナンスなのか、他にもいろいろな団体登録の要件が必要だとか、団体の方でちょっと考えればいいだろうし、つくば市が作る団体の方でやつたつていいだろうし、ガバナンスと言っているのはちょっと理解ができなかつたのと、なぜこの登録を義務づけなきゃいけなかつたのかなつてのがちょっとよくわからなかつたです。

○事務局

はい。ここはちょっと議論いただきたいところの 1 つではあるかなと思っておりまして、ガバナンスというのは単純に活動の何かトラブルが起きたときの体制が、すでに日本スポーツ協会さんの方から、トラブルの対応基準とともに含めて、スポーツ少年団の中ではすでにできているので、あるものを活用できるといいのではないかというご提案です。

ただおっしゃる通り、市の統括運営事務局とかができる中に、そういうものを整備していくべき良いのではないかというところは、我々も特に文化活動が現状体制がなく、スポーツの方はその体制が既存のものがあるというところからの走り出しになるので、そこに差があるのがどうかなというところです。併せて、スポーツ少年団の加入は時期も決まっているというお話を伺っていました、スポーツ協会さんと例えばつくば市の独自の登録みたいなものがつくれないかっていうところを現状ご相談させていただいているところではあります。

確かに登録の作業も含めて、いくつか、団体側の方には負荷がかかるような形にはなるので、そういうところをご理解いただけないような形にはできないだろうなとは思っていますし、加入費用とかもかかってくるようなものではあるので、そこも御議論いただきたい点の1つです。

ただ我々としては、もうすでに例えばスポーツ施設の利用の減免だとか、団体の名簿の管理だとか、ハラスメント等の相談窓口とかも含めて体制がもうすでにあるものなので、できればそれを生かしたいなという気持ちで、提案として最初は書かせていただきました。

○清水座長

その点についてはまた次回議論をさせていただければと思いますが、私がスポーツ庁のガイドラインのこの認定制度について最初に読んだときに思ったことは、これ何のためにやるのだろうということが一番あります。

そういう意味で懐疑的でした。といいますのも、配られたガイドラインの概要の中には、競技力向上を主目的としたチームやスクールと区別するためにこの認定をすると書いてあるんですね。だけど何でそんなのを区別しなければいけないのか、クラブの中には当然その試合に勝つことを目標にするクラブもあるわけで、それが何で認定されないので。認定されたクラブと認定されないクラブでは一体どういう扱いが違うのかっていうのもよくわからないですし、地域のクラブというのは大人のクラブから高齢者のクラブから障害者のクラブまで全部あるわけで、それをここで認定するっていうわけではないだろうと。

あくまでも中学校の部活の移行したチームとかサークルとかを認定するっていうことだと思うのですが。非常に狭くとらえているなと思います。ですので、行政としてはこの制度を早く進めたいという意向のようですが、実は数年前に総合型地域スポーツクラブの登録認定制度っていうのが、JSP0主導で始まりましたが、あれはクラブ側にとってみればほとんど意味がないんですね。なのでそういう意味のない制度を一生懸命作って行政の人たちが事務ばかり増や

してもしょうがないと思いますので、認定クラブっていうものの必要性や意義も含めて、次回ご意見いただければというふうに思いますが、このあたりでよろしいですか。

○萩原委員

すいません1つ質問ですが、認定する以上認定する期間が必要ですよね。そして認定された期間に対しては公的助成を受けられるという流れでいいんですか。

○事務局

その通りです。今回その認定制度を動かすところの1つとして、まず何をもって地域展開先のクラブとしてお示ししていくか、各学校で生徒の皆さんにこういう活動がありますよとお示しする段階でも、一定の基準は必要であるというふうに考えていて、その中で、最初に申し上げたように地域コミュニティ活動というのは、幅広く選択肢にはなるとは思うのですが、現状今在籍している生徒さんも含めたところでご案内していく上では、認定制度が必要で、認定した団体に対して行政の金銭的支援も含めて入っていくというようなイメージであります。認定期間も国の方では今最大4年までと示されてはいるので、つくば市として何年の認定期間にするかっていうところはありますが、認定の受付期間は特に団体が立ち上がるタイミングとかもありますので、最初の段階では特に移行期間で、どんどんクラブが立ち上がって欲しいという思いもあり、年間を通して受け付けるということで考えていました。

○萩原委員

機関を設定するかどうかは別にしても、この規則を作ったらそれに則っているかどうかというジャッジをしなきゃいけません。そのジャッジをこの会議もいいんです。資料が配られてこういう組織からこういうものが提出されて、中学校の部活にふさわしいかどうかという議論をしてジャッジをすべきだと思います。ジャッジをしないで出てきたすべてが公的支援の対象になりますよとい

うのは、規則を作る意味がないのではないかということを申し上げたいと思います。

○渡辺委員

渡辺です。

こちらの認定の要件ということは、スポーツだけでなく文化部もということにはなると思うのですが、例えばこちらのつくば市の取り組みの資料に、部活動の基本情報が入っているんですが、その少人数の部活動というのは、外部講師で多分取り組んでいらっしゃると思うんですけれども、そういういった場合その部活を継続させるには外部講師の方が、認定要件を満たすようなクラブ活動認定の要件を満たさなきゃいけないのかとかちょっとそういうことが気になってくるので、やはり今、既存の部活を消滅させたくはないなっていう思いもありますし、そこを慎重にやっていただければと思います。

○事務局

ありがとうございます。

休日に現状活動していない活動もありますので、そこはちょっと一旦置いて考えようと思ってはいますが、休日活動のあるものについてはすべて対象となるかなと思っています。

外部講師の方がそのまま団体を立ち上げるというパターンもあるとは思っておりますが、団体を立ち上げるのはハードルが高いと思う場合もあると考えているため、統括運営事務局の下で活動する上で、エリアの活動団体が認定を受け、その団体に指導者として参加して活動するという形だと指導者の方がそのまま指導者としての関われると思っていますので。そういうことで考えております。

○清水座長

よろしいですか。

時間も参りましたので、この審議事項につきましてはここまでとしまして、本

日の議事全般にわたりまして何か発言したいことがあれば。

○飯泉委員

初めての会議で今日は冒頭あったように、問題点の共有というかですね、初めてのというところで、どうしてもやっぱりスポーツの方が全般多く話されることが多いかなと思うのですが、私文化活動の方から、ちょっと今の課題ということで、ちょっとだけ皆さんに共有させていただきたいなと思っています。

先ほどあったように、みどりの学園さんとかあとは香取台の小学校とか、一部の学校は、きちんと音楽室が分けられていて、いつでも貸し出しているんですね。そういう環境にあるところは、音楽、吹奏楽の活動はやりやすいなと思っているのですが、実は土日に吹奏楽の練習をしようとすると、学校空けてもらわなくちゃいけない。でもセキュリティの問題っていうのはもちろん事務局からもあったけど、じゃここだけ開けられるようにちょっと変えたらいいいんじゃないのかって言ってもですね、やっぱりそこはシステム上の問題であり、セキュリティの問題だったりで中に入れない。そうすると今学校で土日に使える音楽室ってどれだけあるのかなっていうと、実は使える学校っていうのがほとんどないのが現状で、貸し出せるところが結局、学校全部開けるしかないので、音楽室だけ開放できるところがないっていうのが現状なんですね。公民館があるだろうという話もあるんですけど、ご存じかどうか、公民館、例えば打楽器が使えないとか、トランペットとかそういう管楽器が使えないとかっていうことで、実はそういう場所もなくて、また楽器の問題もあってですね、こっちの学校にはこの楽器残っているけど、こっちは足りないとか。せっかく市で持っているのに、何か共通で使えるようにできたものがあったらいいんじゃないかなと。また、いくつかの学校に実は派遣というか、楽器を教えにいく先生もいますが、学校からの要望というのは、フルートの先生お願いします、トランペットの先生お願いします、っていうふうに楽器ごとにお願いされたりするんですよね。

そうすると、せっかく地域展開をしていく中で、より高いレベルというか、より細やかな先生方に教えてもらうってことになると、やっぱりスポーツと文化というか、特に吹奏楽に関しては、なかなかそのテーマが違うかなっていうのは、今自分で活動しているところですので、ぜひスポーツもですけど、同じぐらいというような言い過ぎかもしれないですが、やっぱり音楽とか芸術活動文化活動、美術とか、どうしても室内にやるっていうとハードがちょっと高くなると思うんですよね。

もちろん卓球だったりとかバレーだったりとか、体育館でやるようなスポーツもありますが、それと違って文化芸術っていうのはどうしても校舎に入らなくちゃならないので、その点のセキュリティについてとかも、もしくは公民館とか、そういう場所の問題だったりもあるというところが今の実情なので、今日は多分一番初めの会議で、皆さん整理ということで共有ということだと思ったので、お話をさせていただきました。

○香田委員

すみません、課題っていう点ではちょっと今この時間的な制約があるつていうような中で、ちょっと観点がずれるかもしれませんけれども、私のように障害のある人の活動に携わっている立場からいきますと、特に今インクルーシブといって、地域の学校に障害のある子たちが増えています。

その子たちのやっぱり体育スポーツの面での課題は、一緒になかなか授業に体育の授業に入れないですとか、あるいは部活動をやりたいけれども自分ができる活動がないっていうようなところが一般の学校にはどうしてもあると思うんですね。この地域移行である意味そういう今までやりたくてもやれない子たちもやれる環境になっていくのではないか、そういう期待もあるわけですね。

ですので、まず今やっている子たちがちゃんとできるようになるっていう視点がとても大事だと思うんですけども、一方でこの際ですね広い視点でやってない子たちもやれるようになって、やってない子たちがもっとやれるようになって

いう点と、さらには、残念ながらやりたくてもなかなかできない子たちの受け皿みたいなこともこの際考えていくっていうことも、ぜひどこかでお話させていただけたらと思っております。

○清水座長

ありがとうございました。

先ほど萩原先生おっしゃったように、この問題は複数の行政部局にまたがるのと、非常に総合的な行政力が問われる問題だと思います。

障害を持った方への福祉の問題もそうだと思いますので、ぜひ協力し合ってやっていければと思います。最後になりますが私の方から、幾つか今後の検討事項として挙げさせていただきたいことがあります。

1つは特に校長会や中体連の方に早めに結論を出していただきたいと思っているのは、平日の部活動についてつくば市の公立中学校としてどういう、方向性を持つのかと。

つまり先ほど地域差っていうのが放っておくとこれからどんどん出てくると思うのです。そうするとやっぱりつくば市としてのソーシャルミニマムというものをどのくらい保障するのかっていうことが、下手をするとこれ全部平日も、地域に出してしまったときに何にもないっていう地域が出てくる可能性があるわけです。なので、当分の間はやっぱり平日何日間かは部活動を残すっていうことをつくば市の公立学校のスタンダードにしておくのかどうかっていうことを早急に検討していかないと、土日だけを地域展開する場合と平日も含めて地域展開する場合では、全く組織力も違ってきますので、そこら辺学校側の要望をまとめていただきたいというのが1つです。

それから先ほど議題の中で少し話題になりましたが、地域学校協働本部との関係性っていうのを今後将来的にどういうふうに考えていくのか、これについても行政部局の中で検討していただきたいっていうことが2つ目です。

それから、これは学び推進課と打ち合わせさせていただいた中にも出てきまし

たが、やっぱり学校の部活動がベースでしたから、学校施設を利用するっていうことがやっぱり中心になると思います。その場合に先ほどの音楽室の話とか校舎の話もありましたが、学校開放の条例や規則の見直しが伴わないと、進まないと思うんです。そちらについても行政の方を含めて検討していただきたいというのが、3つ目です。

それから、この問題、部活動の運営ってこれまで基本的には子供の問題だたと思うんですね。私はここに本当は子供の代表がいるべきだと思うのですけども、平日のこんな昼間に中学生が参加するってことは不可能だと思いますけど、スポーツ庁の事例集の中には子供がこの問題についてワークショップを開いているものもあるんですね。ぜひ子供が自分たちの問題として、自分たちの文化活動、スポーツ活動の場をどうやって地域の中に作っていけばいいのか、っていうのを大人に考えてもらうのではなくて、子供の発想、次の市民を育てるという意味ですね、ぜひそういった子供参加のワークショップっていうのを開いて欲しいと思っています。それから指導者問題についても、私は中学校でバレーボールを始めましたけども、顧問の先生は1年に1回も練習に来ませんでした。全部先輩に教えてもらったわけですね。上の世代の人から習っていくっていう、吹奏楽でもそうだと思うんですけども3年生が1年生に教えるっていうのが3年生にとっても力になると思うんですね。なので、ジュニアとかユースのスポーツ指導員や文化指導員っていうものを育成するっていうことが、実は持続可能な仕組みになるのではないかというふうに思います。今でも少年団の卒業生が時々、少年団の活動に来て中学生が教えてくれるっていうのがありますけども、なのでその指導者問題というのはそういう形で、ちょっと上の世代の人たちが下の世代に教えるっていうそういう循環の仕組みを何とかつくれたら上手くいくのではないかというふうに思いますのでぜひ検討していただきたい。それについては、今中学生だけの問題を扱っていますけど、じゃあその子たちが高校になったらどうするのかと。結局高校は今までの部活の仕組みに

囮い込まれてしまうのかっていうことも含めて、少し中期的なビジョンというのを次回以降議論できればなと思っております。

○飯野委員

今日皆さんいろいろなお話を伺いして感じたことをちょっと申し上げたいと思います。まずですね、この話を進めるにあたって、なぜ地域展開するのかっていうところですが、ガイドラインによりますと持続可能な活動というようなことなのですが、先ほど香田先生の方からもありましたけれど、今まで活動できなかった子たちが活動できる機会がつくれるというようなお話がありまして、それと同じようなことだと思うんですが、要するに、地域展開することによって子供たちが将来本当に必要な地域との関わりとか社会との関わり、そういったことが学べる、学校の中から外に出ることによってそういう新たな環境がつくられるというところに大きな意義が、この地域展開の意味があるのではないかというふうに思いました。

場所の問題、飯泉さんの方からもありましたけれど、確かに我々公共施設の施設管理をしていますが、例えばノバホールだったら 1 年前から予約受け付けをして、もうすぐに埋まっちゃうんですね。ですから例えばこの活動を受け、我々の方で施設利用について受けとしましたら、そこら辺の市民利用と子供たちが利用する部分のうまい調整の仕組みを考えないとなかなか提供できないのかなというふうなことを感じました。

○清水座長

ありがとうございました。

すいません時間がきてしまい、皆さん言いたいことまだあると思いますが、今日の議題についてのご意見ありましたら直接事務局の方にご連絡いただければと思います。

それでは会議はこれで閉じまして事務局で進行お戻しいたします。

○事務局

はい。委員の皆様には長時間にわたりご議論の方ありがとうございました。

次回の会議は1月下旬を今のところ予定させております。

改めて事務局より日程調整ご連絡させていただきますので、よろしくお願いい
たします。

ではこれをもちまして、第一回つくば市ジュニアスポーツ芸術文化推進会議を
閉会いたします。長時間にわたりありがとうございました。

令和7年(2025年)12月18日
10:00~12:00
@つくば市役所コミュニティ棟会議室1

第1回つくば市ジュニアスポーツ・芸術文化活動推進会議

1. 挨拶
2. 自己紹介
3. 座長・副座長選出
4. 報告
 - (1) 部活動地域展開に係るこれまでの取組みと現在の状況
 - ・部活動地域展開に係る国等の方針
 - ・つくば市のこれまでの取組と現在の状況
 - (2) これまでの取組における課題の共有
5. 議事
 - (1) 今後の運営の方向性
 - ・エリア制
 - ・運営母体
 - ・活動の在り方
 - ・費用負担の整理
 - (2) 地域クラブ活動の認定要件
 - ・人数要件
 - ・講習要件及び資格要件
- ・その他全体に対する意見交換、事務連絡

【つくば市ジュニアスポーツ・芸術文化活動推進委員名簿】

所属	役職	氏名
国立大学法人筑波大学	教授	清水 紀宏
国立大学法人筑波技術大学	教授	香田 泰子
一般社団法人つくば市スポーツ協会 つくば市	会長 スポーツ振興担当理事	萩原 武久
株式会社サンガイア つくば市社会教育委員	代表取締役	都澤 みどり
みどりのSCC	代表	小山 勇氣
公益財団法人つくば文化振興財団	理事長	飯野 哲雄
つくばジュニアウィンドオーケストラ	代表	飯泉 智弥
つくば市PTA連絡協議会	会長	宮田 征門
つくば市地域学校協働活動推進員		森田 修司
つくば市校長会	会長	尾見 裕史
つくば市中学校体育連盟	会長	四位 悟
つくば市教育委員会	教育委員	坂口 まり
つくば市議会	市議会議員	渡辺 峰子
つくば市	市民部長	稻葉 清隆
つくば市	教育局長	久保田 靖彦

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」

骨子

令和7年10月
スポーツ庁・文化庁

新たなガイドラインの趣旨・全体構成

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るために、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する国としての考え方を示すもの**

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念 ※地域クラブ活動の在り方はIIで記載
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - (3) 留意事項

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導・安全安心の確保
- 3 適切な活動時間・休養日の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要（要件・手続等）※詳細は別冊
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会運営への従事
- 3 生徒の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・都道府県・市町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 生徒が所属する中学校等との連携
 - (4) 民間企業・大学・関係団体との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等 (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保 (4) 活動場所への移動手段の確保
 - (5) 生徒の安全安心確保 (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
 - 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む）など

新たなガイドラインの骨子のポイント

改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出

【中間評価】

改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期）	令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）
取組方針	休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 (中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進) 平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証） ※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要		
認定制度	競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等のため、国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築 【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等 【主な要件】活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内）/休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）/低廉な参加費／指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）/安全確保／学校等との連携		
地域展開の円滑な推進に当たっての対応	推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 民間企業・大学・関係団体等との連携等 各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理 ニーズ反映・参加促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等）/生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）		
部活動の在り方	●適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等） ●適切な指導・安全安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等） ●適切な活動時間・休養日の設定 ●生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備		
大会等の在り方	●生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ●大会への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等） ●生徒の安全確保（熱中症対策等） ●大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会の開催等）		
関連制度	希望する教師の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど		2

新たなガイドラインの骨子 I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

1 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障
- 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備

2 取組の類型・名称

地域展開	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること ※①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をより的確に表すため、従来の「地域移行」という名称を、「地域展開」に変更
地域連携	学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること

3 改革の方向性

基本的方針	・市町村等が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要 ・都道府県においては、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを發揮し、市区町村に対するきめ細かな支援や地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施することが重要 ・国においては、改革の進捗状況等を定期的にフォローアップし、その結果に基づき、必要な措置を検討
改革期間	「改革実行期間」（前期：令和8年度～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11年度～13年度）
取組方針	休日：改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す（できるだけ前倒しでの実現が望ましい） ※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開が困難な場合等には、当面、部活動指導員の配置等を推進 ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 平日：各種課題を解決しつつ更なる改革を推進（まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める） ※前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進
留意事項	・地域ごとに部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、学校部活動をベースとした地域との連携や、学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要 ・地理的要因や指導者不足といった事情、地方公共団体の財政事情等に関わらず、全国的に必要な改革を進められるようになることが重要であり、デジタル技術の効果的な活用、国・都道府県・市区町村の支え合いによる公的支援や国によるきめ細かな伴走支援等が必要 ・この改革は、生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めた人々のウェルビーイング向上、地域社会の維持・活性化、健康長寿社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであり、幅広い関係者が、そうした認識を共有しつつ一丸となって取組を進めることが重要

新たなガイドラインの骨子 II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要
<新たな価値の例>
①生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、②生徒の個性・得意分野等の尊重、③学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、⑤適切な指導者による良質な指導、⑥学校段階にこだわらない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等に応じた適切な実施形態等で実施することが重要
- ※地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しむために必要な資質・能力等を育てるこことを目指すもの

2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料を参照

(1) 趣旨

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等の観点から、国が本ガイドライン（別冊資料）により示す要件及び認定手続等に基づき、市町村等において認定を行う（認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称）※当該要件に沿って、市町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす

(2) 想定される認定の効果

- ①生徒・保護者等に対する市町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免等）
- ③希望する教職員の兼職兼業の許可
- ④大会・コンクールへの円滑な参加（交通費・宿泊費の支援、スクールバスの活用、大会参加規程の見直し）など

(3) 認定制度の概要（要件・手続等）※認定要件の具体的な確認事項等は別冊資料を参照

要件	①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるよう にすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を 含めた参加環境整備等を含む） / ②適切な活動時間や休養日が設定されていること / ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り 低廉な参加費等が設定されていること / ④適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版DBSの活用を含めた不適切行為の防止徹底等） ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること / ⑥適切な運営体制が確保されていること / ⑦学校等との連携が適切に行われていること ※円滑な実施の観点から、一部の要件については、一定の経過措置を設定（原則として令和8年度末まで）
手続等	・地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等をとりまとめて市町村等に提出。市町村等は、申請書等に基づき、必要に応じて ヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施（認定後も、適切に指導助言等や不正があった場合等の認定取消しを実施） ・認定の有効期間は最長3年間の範囲内で市町村等において設定

(4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

認定されていない地域クラブ活動についても、地域クラブ活動の在り方を踏まえつつ、認定要件に準じて活動を実施することが求められる
(特に、休養日・活動時間の設定や、暴言・暴力・ハラスメント等の防止、生徒の安全確保については、適切な対応を徹底)

4

新たなガイドラインの骨子 III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応①

1 推進体制の整備

(1) 地方公共団体における体制整備

- 地方公共団体において、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要
- 専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要

(2) 国・都道府県・市区町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担

国	・地域展開等の推進に向けた全国的な取組方針等を示すとともに、好事例の収集・普及や、地方公共団体に対するきめ細かな支援等を実施 ・周知・広報や民間企業・大学・関係団体等との連携体制構築等を通じて、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等を実施
都道府県	・広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、都道府県全体の改革方針を示すとともに、市区町村に対してきめ細かに支援 ・一つの市区町村では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施
市区町村	・改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施 ・特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展 + 新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、運営団体等への支援や指導助言等を丁寧に実施
運営団体・実施主体	・「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施。「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施 ※運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟に連携・協力を行うことが重要

(3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

- 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ること
- 地域クラブ活動での学校施設の活用や希望する教師の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行うこと
- 地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと

(4) 民間企業・大学・関係団体等との連携

改革を円滑に進めるためには、地方公共団体が、民間企業、大学、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間企業、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員会等）と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要

【期待される主な役割】

民間企業	財政的支援、指導者の派遣、施設の貸出し、用具・物品等の提供、運営・管理等に関するノウハウやトレーニングプログラムなどの提供
大学	指導者研修会の実施、大学生指導者の派遣、指導の単位認定、大学施設の貸出し、大学施設を拠点とした集合型の地域クラブ活動の実施
関係団体等	指導者研修会の実施、各競技種目等に関する指導の手引きの作成・普及、専門的指導者の派遣、活動プログラムや自主練習用動画教材等の提供、施設の貸出し、用具・物品等の提供、大会運営等への参画や新たな大会の開催、体験会・イベントの開催

5

2 各種課題への対応

(1) 運営団体・実施主体の整備等

- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担うマネジメント人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備（スポーツ団体ガバナンスコードへの準拠を含む）
- ICT活用による運営業務の効率化 等

(2) 指導者の確保・育成

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等） 等

(3) 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等） 等

(4) 活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等） 等

(5) 生徒の安全安心確保

- 事故、暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止（指導者・保護者・生徒等への研修等、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険+賠償責任保険） 等

(6) 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

地域展開に当たっては、主役・当事者となる生徒を第一に考え、以下の取組等を通じて、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築や参加促進等を行うことが重要

①生徒等のニーズの把握・反映	アンケート調査及びその結果に基づく活動の構築、生徒同士で取り組みたい活動等について議論するワークショップの開催
②地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等	小学校高学年や中学生を対象とした体験会の開催、中学校の入学説明会等の機会を活用したオリエンテーションの開催、ポータルサイトやアプリなどによる地域クラブ活動に関する一元的な情報提供、地域の行事等における発表会等の機会
③生徒のクラブ運営等への参画	生徒同士による活動目標等の話し合い、生徒による新入生や小学生向け体験イベントや説明会等の運営、生徒が中学校卒業後もクラブ活動に参加したり、将来的にクラブ運営等に関わる仕組みの構築

6

新たなガイドラインの骨子 IV 学校部活動の在り方

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- 都道府県、学校の設置者、校長は、それぞれ、本ガイドライン等に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定
- 校長は、これまでと同様、活動方針、活動計画及び活動実績をHPなどで公表するとともに、隨時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の合理化等を実施（学校の実情等に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や、複数校での合同部活動の実施等についても検討）
- 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うこと
- 教師を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないよう十分に留意
- 学校設置者は、文部科学大臣が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針に基づき、個々の教師の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施

2 適切な指導・安全安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- 指導者・保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上、適切な生徒集団づくり、開かれた環境の整備等により、不適切行為の未然防止を徹底
- 事案発生時における迅速な対応及び再発防止の徹底（生徒のケアを最優先、個々の指導者任せにしない組織的な対応等）

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点を踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進

(3) 競技ごとの指導手引の普及・活用

中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項等）の普及・活用を促進

3 適切な活動時間・休養日の設定

【活動時間】平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内 【休養日】週2日以上 【その他】長期休業中のオフシーズンの設定

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 性別や障害の有無、得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備（マルチスポーツ、スポーツと文化の融合、レクリエーション活動等を含む）
- 部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること

※公立中学校等については休日を中心に地域展開を進めているところ、本章では、地域展開が進むまでの間における休日の部活動等や地域の実情等に応じて対応が異なる平日の部活動の在り方を定めるほか、国立・私立の中学校及び高等学校等の部活動の在り方を定める

7

新たなガイドラインの骨子 V 大会・コンクールの在り方

1 生徒の大会等の参加機会の確保

- 大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進。特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市町村等が認定した公的な活動であり、全国的に円滑な参加に向けた環境を確保する必要※いわゆる県またぎ・市町村またぎの場合（生徒の所属校と参加する地域クラブ活動が別の都道府県・市町村にある場合）も大会参加が可能となるよう留意
- 大会開催地までの交通費・宿泊費の支援等について、都道府県・市区町村等において学校部活動の参加生徒に対して支援を実施している場合は、地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援を実施
- 平日の大会等に参加する生徒の学校の出席・欠席の取扱いを整理（地域クラブ活動から大会等に参加する場合も出席扱いとできることを国として明確化）

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

- 学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者など、教師以外の者が担うことを原則としつつ、教師が引率を行う場合には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教師の負担が過度とならないよう配慮。地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として、地域クラブ活動の指導者等が担う
- 上記の対応を促進するため、都道府県・市区町村・大会主催者等において、規程の見直しなどを適切に実施

(2) 大会運営への従事

- 大会の運営について、主催団体の職員による運営や外部委託などにより教師に過度な負担をかけない適切な体制を整えるとともに、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進。併せて、大会主催者等において、持続可能で効率的な運営の在り方を検討
- 大会運営の従事者に対して、教育委員会や地域クラブ活動の運営団体等が適切な服務監督・勤務管理を実施

3 生徒の安全確保

生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数（WBGT）等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な開催時期・場所の設定、運営上の工夫等を実施

4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

- 発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会主催者間で連携しつつ、大会の在り方を見直し
- 生徒間の交流を主目的とした大会や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会、障害の有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会など、多様なニーズを踏まえた大会を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、リーグ戦の導入などの工夫を実施

8

新たなガイドラインの骨子 VI 関連する制度の在り方

1 教師の兼職兼業

- 希望する学校の教師等が地域クラブ活動の指導者として活動できるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月 文部科学省）等を参照しながら、兼職兼業の許可の手続の円滑化を図る必要。特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市町村等が認定した公的な活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行う必要※国において関係規程等のひな型を作成予定
- 中学校の教師だけでなく、小学校の教師（体育専科教員を含む）、さらには、高等学校・特別支援学校の教師、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことが出来る環境を整備することが重要
- 兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施
- 兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施

2 教師の人事・採用における学校部活動の指導力の評価等

- 都道府県の教育委員会等においては、部活動指導は教師の本来的業務ではなく、教師以外が積極的に参画すべき業務であることを踏まえ、教師の採用や人事配置において部活動指導に係る能力や意欲、実績等を過度に評価することのないよう十分に留意すること
- また、初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化すること

3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

- 学校部活動と地域クラブ活動で、入学者選抜における取扱いに差異が生じることのないように十分に留意すること
- 学校部活動・地域クラブ活動の評価の有無・方法・観点等については、入学者選抜実施要領や各高等学校のHPなどにおいて分かりやすく示すこと
- 学校部活動・地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部したこと、他の活動に移ったことなどのみをもって不利に取り扱うことは適切でないこと
- 調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど、記載を工夫することが望ましいと考えられること。こうした生徒の長所等については、生徒による自己評価資料や、面接や小論文などの方法を用い、入試全体を通じて多面向的に評価していくことも考えられること

※学習指導要領における取扱いについては、実行会議の最終とりまとめの内容も踏まえつつ、今後、スポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告予定

9

つくば市の現状とこれまでの取組

基本情報(部活動参加人数)

※7年+8年生の合計 R7.6各校へのアンケート調査より作成

学校名	野球	バレー		バスケット		ソフトテニス		卓球		バドミントン		サッカー
		男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
大穂	8		18	16	13	30	16	6	16			23
豊里	10	10	22	19	6	22	31		33			19
秀峰	8	9	11	14	4	16	17	9	11			16
竹園東	3		18	17	13	10	14	21	24	10	19	31
吾妻	4		23	13	17	20	15					2
桜	15		16	23	15		18	18				24
春日	7		9	6	6	6	9	10		30		19
学園の森	18			23	22	11	6	11	19	17	37	19
研究学園						23		14		30		
高山	8		15	21	12	22	29					18
谷田部		19	13	21	9			21	4			8
みどりの												
みどりの南												
手代木	14		19	14	14	26	22	26				23
並木	2		11	14	9	14	16	24				9
谷田部東	10		16	23	19	23	22	40				31
茎崎			8			12	12	6				0
高崎				12	7	24	21	18				10

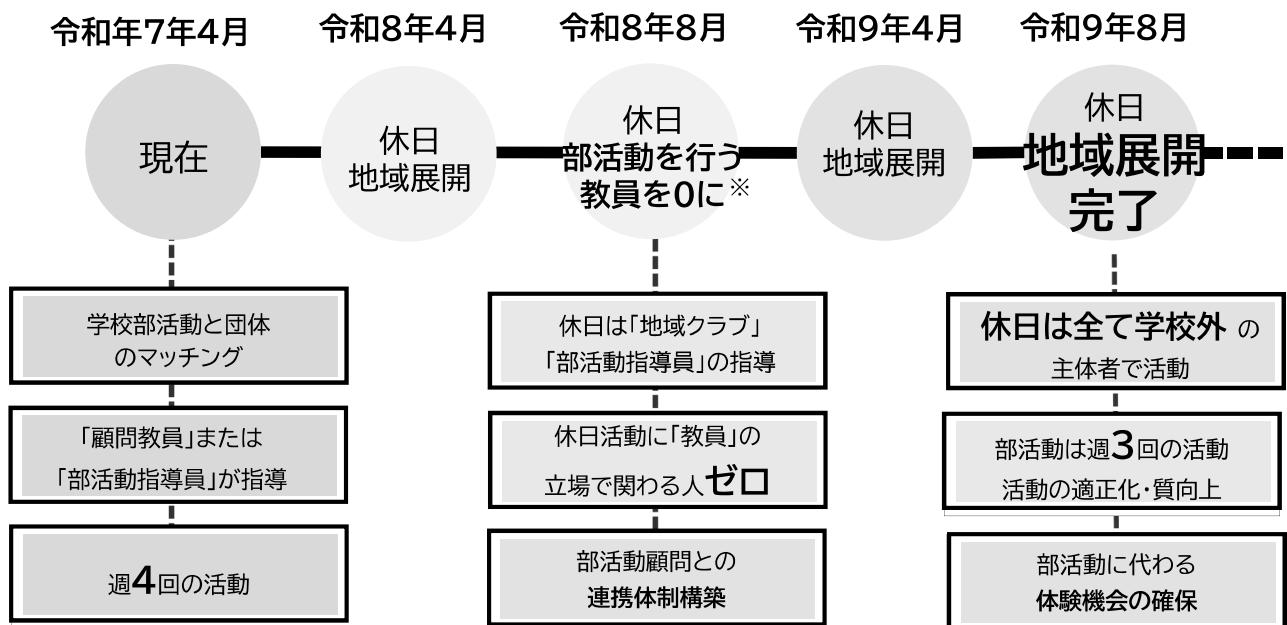
※みどりの、みどりの南については、みどりのSCC加入数（活動場所に記載）

基本情報(部活動参加人数)

学校名	サッカー	剣道	柔道	陸上	水泳	ハンド		ダンス	吹奏楽	科学・PC	美術	その他
						男子	女子					
大穂	23	14	5	17					17	10	30	
豊里	19	7	5	6	6				23	16	37	
秀峰	16	1		16					10	12	19	12
竹園東	31	17		34					22	21	14	16
吾妻	2	8		20					23	8	12	
桜	24	8		24					40	16		
春日	19	2		20					21			
学園の森	19	10		33					24	23	18	
研究学園									10	11	9	
高山	18	8		31					17		24	
谷田部	8	12		29					17	15	15	
みどりの	24	16		22		15		13				15
みどりの南		15						11				
手代木	23	15		30	7	16	10		21	18	27	
並木	9	11		23	9				20	7	16	
谷田部東	31	11		14	6				55	15	28	18
茎崎	0					15	8		3	0	8	
高崎	10			16					17		29	7

※その他：英語部、ボランティア活動部、文芸部、室内活動部、箏曲部
※みどりの、みどりの南については、みどりのSCC加入数（活動場所に記載）

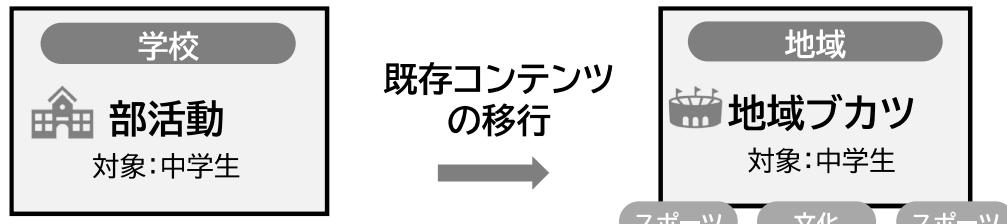
基本情報(ロードマップ)



※兼職兼業の承認を受け、地域クラブの指導者として教員が継続して指導を行うことは可能

5

これまでの取組み



大まかな流れ

- ① 学校部活動単位で引き受けてくれる地域団体を探す
- ② 保護者説明会等で、部活動地域展開と引き受け団体の説明を実施
- ③ 学校部活動のない曜日、時間帯で地域団体の活動を試行的にスタートする
OR
学校部活動の活動日に外部指導者として団体に少しづつ参画してもらう
- ④ 休日の学校部活動を停止し、地域団体のみの活動とする

約220の部活動に対し、同数の団体が必要になってしまうため
パッチワーク式では限界に…

6

これまでの取組み

総合型地域スポーツクラブ連携型

協議会が運営母体、地域スポーツクラブが事務局となり、外部指導者や指導員を委託

- ステークホルダー含む意思決定が可能
スポーツクラブの指導ノウハウ

- △ 事務局負担の増大
専門指導者に合わせた費用負担

大学・民間企業連携型

民間企業が運営し、大学スポーツクラブ(筑波大学との連携)が直接指導

- 地域資源の活用
生徒にとって身近なキャリアモデル

- △ 長期的な指導者の確保
大会引率等不可の場合あり

地域企業連携型

地域の企業が運営母体となり、直接指導又は外部指導者の委託

- 持続可能な形を探りやすい
地域の情報を把握しやすい

- △ 営利活動とのすみわけ
専門指導者に合わせた費用負担

スポーツ少年団・保護者団体連携型

地域で活動するスポーツ少年団や保護者団体が母体となり、活動を行う

- 地域資源の活用
育成の観点を持ちやすい
(スポ少)小学校から継続指導が可能

- △ (保護者団体)責任所在が不明確
ボランティアに頼りやすい

7

これまでの取組

総合型地域スポーツクラブ連携型

谷田部東中

DCAA

洞峰地区文化
スポーツ推進協会
2018年設立

部活動とクラブの共存

運営主体

・協議会(市民団体)

財源

・受益者負担

活動日

・週1回/隔週1回

事務局

・つくばFC
[総合型地域スポーツクラブ]

民間と協働
指導者派遣

・つくばユナイテッドSunGAIA
他諸団体

茎崎中・高崎中

KTC

茎崎地域クラブ
2024年設立
(それまで個別活動してい
た茎崎・高崎が合同活動に)



8

これまでの取組

大学・民間企業連携型

吾妻中

筑波大学ソフトテニス部
きりのはソフトテニスクラブ

大学部活動の活動に
中学生が参加する形で実施



単一種目での地域展開

運営主体

・大学部活動

財源

・受益者負担

活動日

・部活動実施日

事務局

・大学部活動
(開始時は企業協力)

民間と協働
指導者派遣

・筑波大学

9

これまでの取組

地域企業連携型

みどりの学園・みどりの南中

みどりのSCC

地元企業と学校施設の
利用に関する協定を締結
実証事業を経て
2024年から完全移行
活動や施設の配置も運営主体
で実施

地域展開完了型

運営主体

・地元企業

財源

・受益者負担

活動日

・平日3回、休日1回

事務局

・地元企業

民間と協働
指導者派遣

・大学や企業のネットワークによ
る指導者派遣

2024年度よりみどりの学園・みどりの南中学校では学校部活動は新たな形へ変わります。

■ 2023年度

■ 2024年度



みどりの学園



みどりの学園



みどりの南



学校部活動



みどりのSCC



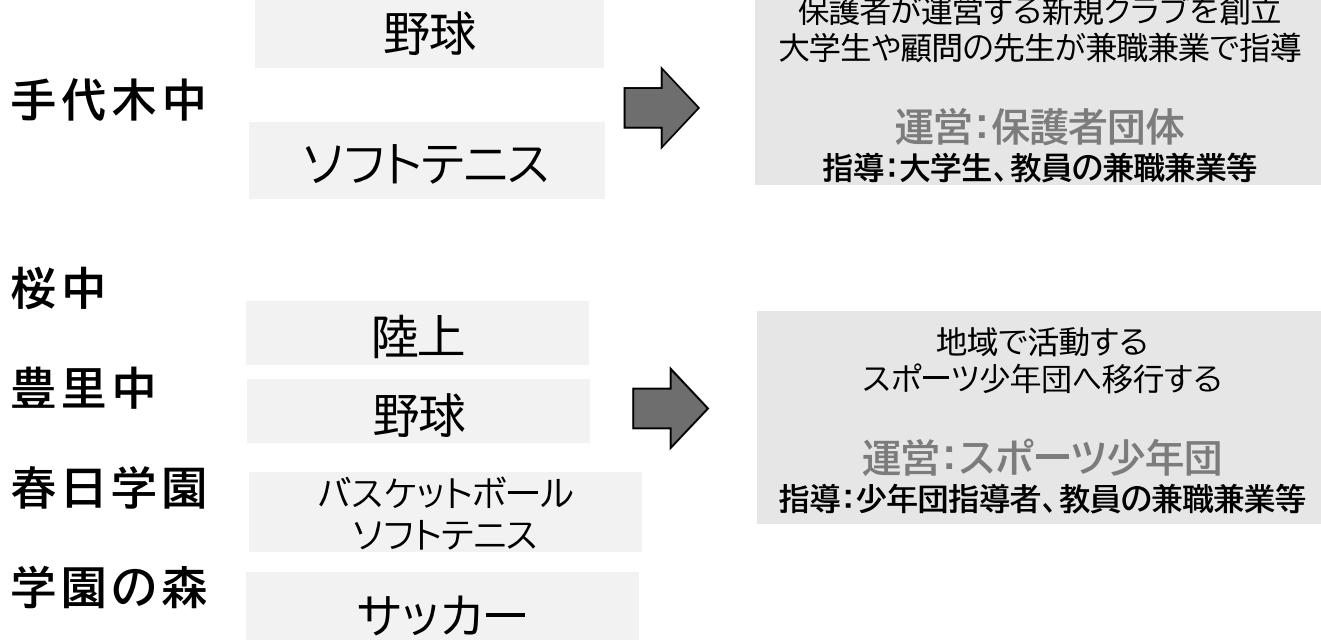
3

10

これまでの取組

スポーツ少年団・保護者団体連携型

学園の森・高山中 +部活のなかった研究学園中、谷田部中も参加可能



11

R7実証事業協力地域クラブ

クラブ名	種目	主な活動場所	その他
NExUS tsukuba	バスケットボール	秀峰筑波	
秀峰筑波サッカーパーク保護者会	サッカー	秀峰筑波	
Nexus One	ソフトテニス	秀峰筑波	※R8本格稼働
FUMOTO FC	サッカー	大穂	
沼崎少年野球クラブ	野球	豊里	
桜RC	陸上	桜	
桜VC	バレーボール	桜	
つくばシャイニング スターズ	野球	桜	※R8本格稼働
KGD	バスケットボール	春日学園	
つくばジュニアソフトテニスクラブ	ソフトテニス	春日学園・研究学園	
きりのはじゅニアソフトテニスクラブ	ソフトテニス	吾妻	
Do Soccoer Club	サッカー	竹園東	

12

R7実証事業協力地域クラブ

クラブ名	種目	主な活動場所	その他
高山VC	バレー・ボール	高山	
筑波GT	野球	学園の森・高山	
東光台SC	サッカー	学園の森	
Re:birthバドミントンクラブ	バドミントン	研究学園	※R8本格稼働
手代木VC	バレー・ボール	手代木	
手代木ジュニアソフトテニスクラブ	ソフトテニス	手代木	
つくばFC	サッカー、陸上、卓球、バスケットボール、ソフトテニス、バレー・ボール、野球、ハンドボール、剣道	谷田部東・茎崎・高崎	
みどりのSCC	サッカー、野球、陸上、卓球、剣道、ソフトテニス、バスケットボール、バレー・ボール、バドミントン、ハンドボール、ダンス	みどりの学園・みどりの南	
つくばジュニアウインドオーケストラ	吹奏楽	香取台	

その他、今後部活動地域展開に協力したい・立ち上げを検討中といった相談もある¹³

これまでの取組み

現行の活動ベースではなく どんな活動を地域で子どもたちに提供できるのか

ビジョン

持続可能で豊かな文化スポーツ活動体制を構築することで
子ども、及びつくば市民のウェルビーイング※を実現する

※ 人の“つながり”を感じ、心身ともに健康でいきいきとしている状態



これまでの取組み

兼職兼業ガイドラインの整備

01

申請・承認手続き



勤務する学校の校長を経由して、教育長に「兼職(兼業)承認願」を提出します。

↓
教育長の承認後、申請者と校長に承認結果を通知します。

↓
活動開始！

02

労働時間と服務規律



兼職時間と学校職員としての時間外勤務時間を合算した労働時間は、労働基準法の法定労働時間※を超えてはいけません。
兼職業務は原則として勤務時間外に行い、学校勤務が優先されます。

※45時間以内推奨
ひと月当たり上限100時間
複数(6ヶ月以内)月平均80時間以内
年間720時間以内

03

報酬と責任



兼職による報酬は、地域文化・スポーツ団体との直接契約に基づき受け取ります。報酬に係る確定申告などの管理は本人が行う必要があります。
兼職中の事故は兼職先の団体が責任を負います。

15

これまでの取組み

地域で活動している団体情報の把握

生徒たちの可能性を伸ばすため
地域でスポーツや芸術文化の
活動機会を支えませんか

部活動地域展開！

つくば市ジュニアスポーツ・芸術文化活動団体
登録開始

市では、休日の部活動を地域へ展開し、これまで学校単位で実施していた部活動の種目に限らず、子どもたちが多様な選択肢の中から、自らの「やりたい」活動を選択し、取り組むことができる持続可能な活動の環境づくりを進めています。

こんな団体を募集しています！

- 小学生や中学生が活動している団体
- 小学生や中学生の受け入れを予定している団体
- 小学生や中学生向けの教室を実施している団体

登録するとどうなるの？

- 市のホームページに情報を掲載します
- 登録団体の一覧を各学校に配布します
- 登録期間は申請年度から翌々年度末まで(継続更新可)

※その他必要に応じて支援メニューをお届けします

申し込み方法

つくば市ジュニアスポーツ・芸術文化活動団体登録書(様式第1号)に必要事項を記載し、下記に掲げる書類を添えて、いばらき電子申請システムから提出してください。

① 団体規約又は団体規約に準ずるもの
② 役員の名簿
③ 活動していることが確認できる書類(例:チラシや活動記録HPの写し)
④ その他教育委員会が必要と認める書類

つくば市ジュニアスポーツ・芸術文化活動団体登録

■地域クラブ要件に該当しない場合(スクール・サークル活動を想定)であっても、中学生受け入れを行っているスポーツや芸術文化活動を行っている団体を市が把握・公表

■部活動にない種目や、もっと専門的に学ぶといった選択肢の広がり

■多世代との交流や地域コミュニティへの参画

「やってみたい」を叶えやすくする
地域でできる活動を把握

16

これまでの取組み

市教委・スポーツ協会共催での交流試合



R6年度
バスケットボール
ソフトテニス
バレーボール

R7年度
バスケットボール
ソフトテニス
バレーボール
ハンドボール
バドミントン

独自の形式での交流試合実施

- ・9年生の参加も対象
(部活動の引退という概念をなくす。)
- ・個人に紐づくイロレーティング方式を採用
- ・組み合わせを当日抽選形式で行う
- ・全チーム勝敗関係なく3試合を実施
- ・今後の練習試合等につなげる指導者の交流

17

これまでの取組み

地域クラブ活動参加者支援交付金

対象

- ・つくば市に居住
- ・生活保護又は就学援助対象世帯
- ・市税の滞納がない

金額(割合)

年額上限24,000円まで(10/10)

その他

地域クラブ活動(又は部活動)に係る用具は
就学援助支給対象(上限 30,150 円)

地域クラブ運営団体が地域の企業等から協賛を募り
対象世帯の活動費を通常の活動費より下げることで
年額実質0円の活動費としているケースも…

地域企業が地域の子どもの活動機会を支える



18

これまでの課題

地域による差

実証事業・課題整理

STEP1

【学校】

地域指導者(外部指導者、部活動指導員)の活用
地域で活動している団体へ協力依頼

STEP2

【市教委】

コーディネーターの設置
少年団の協力意向確認、各校部活動単位に団体提案

STEP3

【学校】

地域展開先との調整・マッチング

地域差・種目による
進み具合の差から
不公平感発生

STEP4

【市教委】

全市的なルールづくり(施設利用・地域クラブ活動認定等)

STEP5

【市教委】

全市的な目標設定・エリア拠点の構想

指導者の確保

各校へ配置されていた部活動指導員・外部指導者の活用

- 生徒との関係構築されているため、スムーズな移行が可能

- △ 指導は可能だが、会費徴収を含む運営主体までは難しい
保護者に運営を委ねる形となりやすい

スポーツ少年団指導者との連携

- 団体運営体制が既にできている

- △ 小学生を主体とした活動を実施していることが多く、中学生へ対象を広げた際の活動場所や人数増による指導者増が求められる場合がある

大学等との連携

- 大学部活動との連携で継続的に指導者の確保がしやすい

- △ 指導は可能だが、会費徴収を含む運営主体までは難しい
定期活動への参加が難しい

運営主体

団体運営事務負担による運営の持続性、責任主体を担うハードル

21

保護者の懸念

✓ 活動費用が受益者負担になることによる金銭的負担増

✓ 活動場所が所属校以外になる場合や時間帯の変更による送迎負担
増

✓ 大会出場要件の整理がどのようになるか

✓ 練習時間の確保や活動場所の確保

✓ 中学校名での活動の在り方(帰属意識の消失になる?)

これまでの部活動における目標設定が、中体連主催の大会を始めとする中学校単位の大会・コンクールに置かれていたことによる懸念が大きい

22



施設利用における課題

セキュリティ

- ・鍵の貸出/警備解除のハードル
- ・室内活動におけるセキュリティの確保が難しい

施設破損時の対応

- ・どの団体による破損が不明な際の対応
- ・施設に対する修繕要望の増大

学校体育施設開放との調整

- ・安定的な場所の確保へ向けた貸出基準



備品等の共用における課題

劣化や破損時の費用負担

- ・経年劣化による破損は市費だが希望通りに修繕できるわけではない
- ・スポーツ安全保険では備品の破損は対象外

ボール等消耗品の貸出の可否

- ・加入範囲が異なる場合保護者会等で購入したボール等の貸出が難しい

23

活動時間・時間帯

学校部活動の活動時間

平日 15:00頃～日没まで
休日 午前中

現在の地域クラブの主な活動時間

平日 18:00～
休日 午前中に限らない

■これまでと活動時間が変わることで、生徒が参加できなくなるケースが発生

⇒ 「部活動」まるごと地域展開できるわけではない

■これまで主に休日に実施していた練習試合は地域展開先が担うとしていたが学校部活動のみに参加している生徒は参加が難しい



受益者負担の発生や大会の整理も途上であることも含め、学校が休日展開先（部活動の受け皿）として生徒に案内しづらい状況



学校単位、部活動単位のパッチワーク式を模索する形へ逆行

24

今後の方向性

活動の在り方

- 
- ・トッププレイヤーを目指す
 - ・アスリート養成
 - ・勝つことや結果にのみこだわる
 - ・勝敗がすべての評価基準
 - ・勝つことを目指す
 - ・専門的な技術の向上
 - ・成長を実感できる
 - ・できないことができるようになる
 - ・楽しんで活動することができる
 - ・初めてその種目に触れる

市が目指す活動の考え方

活動の在り方

国のガイドラインにおいて、

- 競技力向上を主目的としたチームやスクール等と区別すること
- 質の担保 等の観点から

国が示す基準を踏まえ、市町村が活動を認定することが求められている

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要（要件・手続等）※詳細は別冊
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

次年度4月からの活動配置を考慮し
年度内に認定制度の開始を予定

27

エリア制による拠点の整備

中学校区が近いエリアでスポーツや芸術文化活動ができる場があるよう整備する

北部 秀峰、大穂、豊里

中東部 桜、竹園東、吾妻、春日

中西部 研究学園、字園の森
高山、谷田部

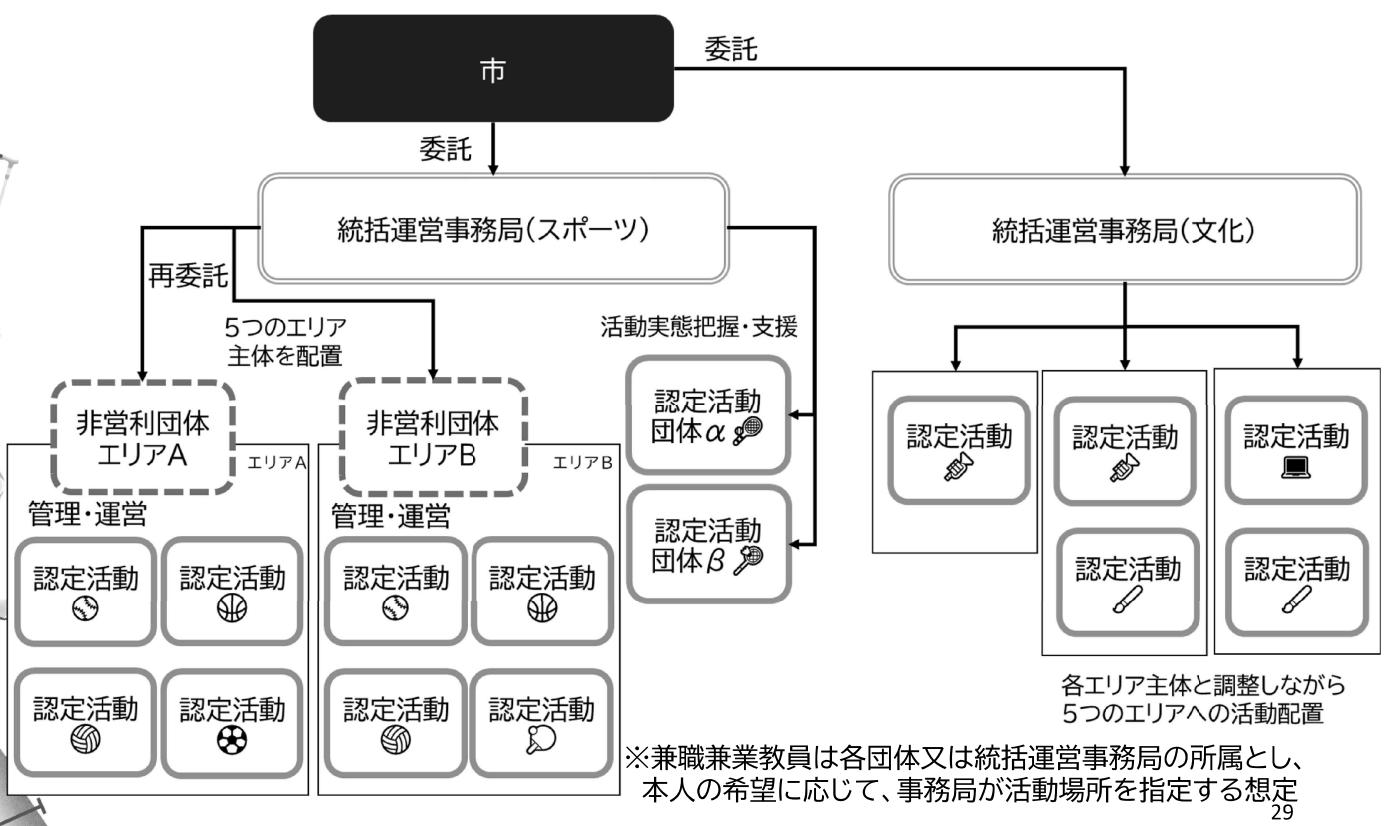
南東部 谷田部東、並木、手代木
茎崎、高崎

南西部 みどりの、みどりの南

【解決したい課題】 メンバー数の確保、複数指導者の配置、地域性の考慮

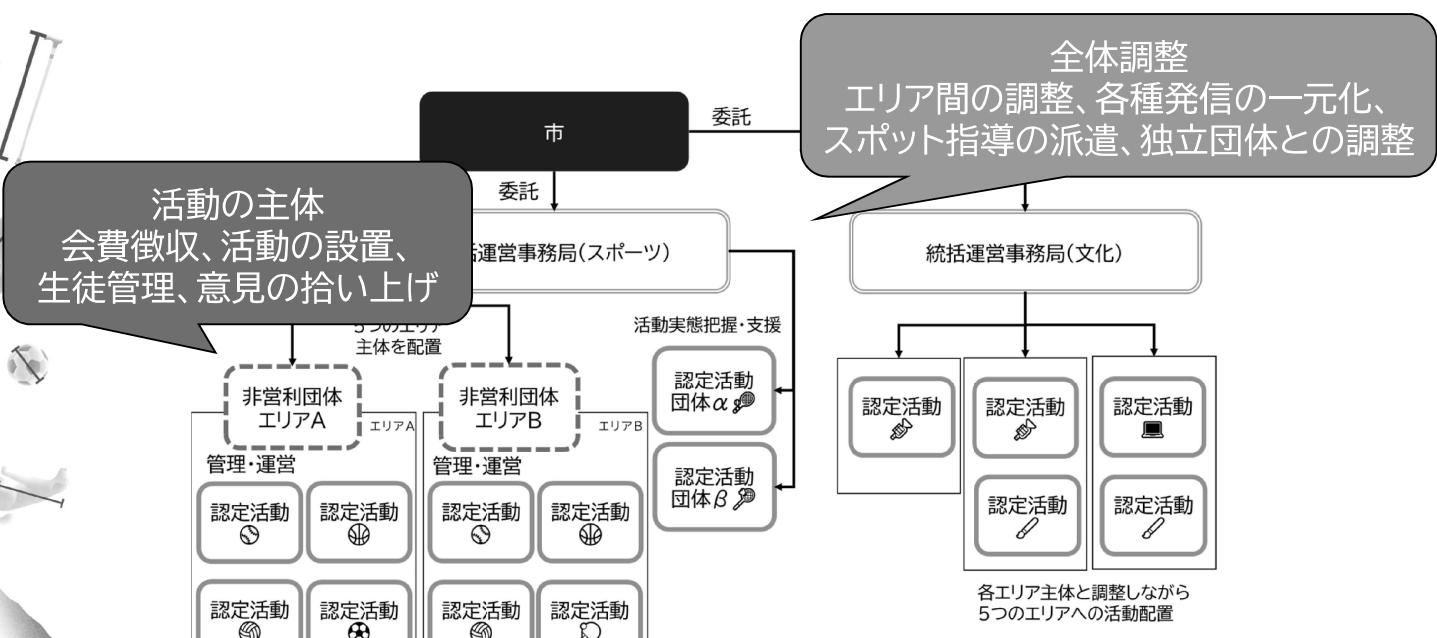
【新たに出る課題】 人数確保できている部の機会減少→1エリアに複数活動の配置

統括運営事務局の整備



統括運営事務局の整備

- 【解決したい課題】持続可能な運営体制の確保、市内での格差解消
- 【新たに出る課題】運営に係る人件費の増大



費用負担に係る整理

費目	定期	国方針	負担者想定(補助対象)
指導者人件費	○		国・市・参加者
指導者講習受講費	○		参加者(市)
指導者資格取得費			参加者
指導者資格更新費	○		参加者(市)
指導者交通費	○		参加者
保険加入費	○	自己負担	参加者
種目に係る消耗品費	○	実費負担	参加者(市)
種目に係る備品費		実費負担	参加者(市)
大会参加費			参加者
会場費	○		参加者(市)
大会等への交通費(バス等)			参加者(市) ※中体連大会は市が拠出している現状あり
運営に係る人件費	○		国・市・参加者
運営に係るシステム利用料等の諸経費	○		国・市・参加者

31

ジュニアスポーツ・芸術文化活動推進会議 今後の予定

第1回	R9.8の休日部活動地域展開へ向けた推進体制の方向性
第2回	・運営体制 ・活動の在り方 ・認定地域クラブ活動の定義
R8.4	
第3回	R9.8の休日部活動地域展開へ向けた進捗管理
第4回	・認定や指導者確保の状況に応じた課題整理 ・室内活動課題整理
	学校単位での活動の在り方
	地域展開による新たな価値創造
R8.9	
第5回	R9.8の休日部活動地域展開へ向けた進捗管理
第6回	・R9.4以降の活動配置案 ・円滑な地域展開へ向けた支援策
第7回	学校単位での活動の在り方
R9.4	
第8回	R9.8の休日部活動地域展開へ向けた進捗管理
第9回	平日部活動地域展開の方向性
	市域でのジュニアスポーツ・芸術文化活動の在り方
R9.9	
第10~12回	

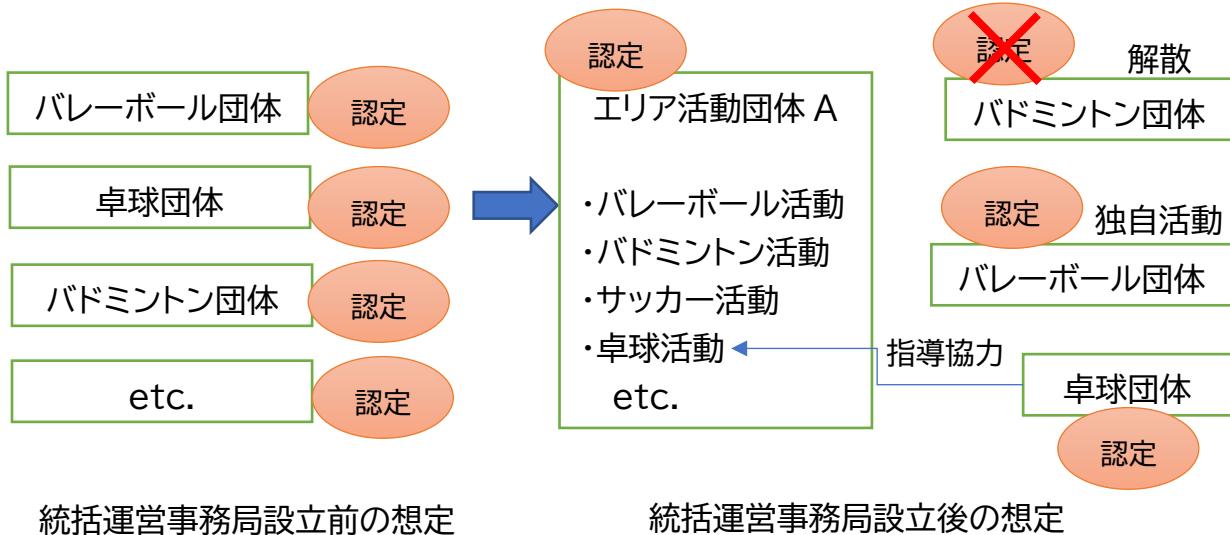
32

つくば市地域クラブ活動認定の要件案

(認定要件)

第〇条 認定の対象となる地域クラブ活動は、次に掲げる全ての要件を満たす団体の活動とする。

- (1) つくば市の生徒がスポーツ・文化活動に親しみ、生徒の資質・能力の向上を主たる目的とした心身の健全育成等の機会となる活動であること。
 - (2) 活動拠点が原則としてつくば市内であること。
 - (3) 年間の活動計画、活動実績について整備、一般に公開すること。また、参加者の出欠状況を管理すること。
 - (4) 持続的な運営に必要な会費を設定し、徴収すること。
 - (5) 毎年度末に会計報告を実施し、会員及び関係者に対して報告すること。
 - (6) 申請する活動を対象とした規約又は会則を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
 - (7) スポーツ活動の場合、つくば市スポーツ少年団に加入していること。
文化活動の場合は、規約などで適切なガバナンスとコンプライアンスが確保されていることを示せること。
 - (8) 「つくば市部活動の運営方針」に準じた活動日数及び活動時間が種目毎に設定され、規約に明記されていること。
 - (9) 運営者、指導者は毎年度市が指定する講習を受講すること。
 - (10) つくば市ジュニアスポーツ・芸術文化団体登録の要件を満たしていること。また登録していない場合は、つくば市ジュニアスポーツ・芸術文化活動団体に登録されることを同意すること。
 - (11) 団体の構成員が5人以上在籍していること。そのうち3人以上がつくば市立の中学校又は義務教育学校後期課程の生徒であり、運営者又は指導者として成人が2人以上在籍していること。
 - (12) 指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入させていること。保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中や保護者による送迎中に事故等にあった場合にも適用を受けることができる内容のものを検討すること。
 - (13) 利用施設の管理者の指示に従い、用具及び施設の点検を実施し、適切な使用方法を順守していること。
 - (14) 保護者及び関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行う等、会員の安全確保に万全を期していること。
- ※ (7)、(9)については、初年度については年度中に満たしていることを要件とする



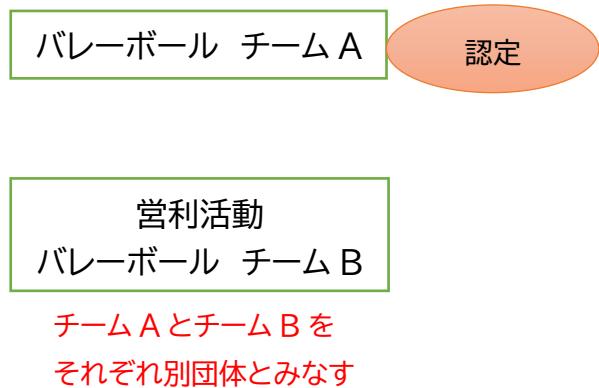
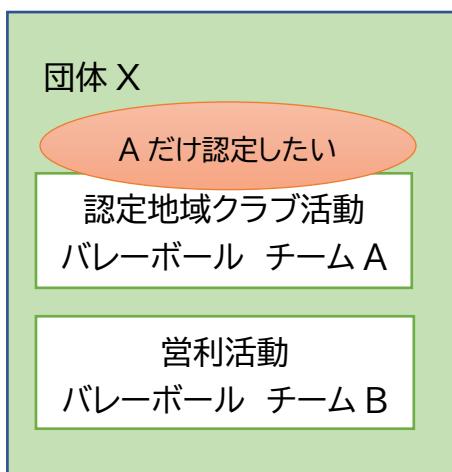
統括運営事務局設立前の想定

統括運営事務局設立後の想定

認定団体を一本化したい理由の補足：

申請団体が1つ(スポーツ少年団登録が1つ)であれば、春はサッカー、冬はバドミントンを行うなどのマルチスポーツを行うことができますが、複数団体となる場合は、複数種目の活動を行う場合、それぞれの少年団に生徒が登録する必要があり、複数種目に参加するハードルが上がってしまうことが懸念されます。

補足：団体を認定するか、活動を認定するか



上のような場合は活動ごとに認定が必要ですが…

国は活動単位での認定を求めています。

つくば市では、活動単位の認定ではなく、活動団体を認定し、その団体が行っている活動を認定地域クラブ活動とみなす想定です。

設立補助金や、会計報告、活動計画の公表、公共施設の利用等を考えると、チーム A、チーム B は別の団体とみなして扱うのが適切だと判断しています。

要検討事項

- ・団体の構成人数について構成員の人数制限をつけることが妥当なのかどうか。
→スポーツ安全保険の加入要件が4人以上(指導者を含める)のため、中学生3人以上としています。

マイナーで規模の少ない競技もあるため、制限を多くしたくない意図ですが、スポーツ少年団加入要件、学校開放条例との差ができてしまうことが懸念です。

スポーツ少年団の加入要件：「団員10名以上と指導者2名以上」

学校開放条例の体育施設の要件：

- ・団体の構成員のうち10人以上が市民であること。
- ・団体の構成員のうち過半数が市民であること
- ・開放施設を使用しようとする者のうちから18歳以上の者を使用の責任者とすることができること

- ・活動計画及び活動実績の公表について

市としては、活動計画が一般に公開され、加入の判断材料となることを期待しています。公表の方法は問いませんが、問合せが多くなる可能性があります。

- ・活動時間について

部活動の運営方針内の(平日週3日一日2時間、土日どちらか1日一日3時間)を記載するかどうか。

敢えて記載せず、運営方針を見てほしいという気持ちもあります。

- ・運営者や指導者が研修について活動開始時点で終了している必要があるか。

初年度においては受講予定でも認める方向で進めたいです。

市が指定する研修がどのタイミングで開催されるかが未定のため、受講予定でも良いことにする必要があります。

入れるか迷うもの

- ・持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっている活動であること。
- ・運営団体の役員及び指導者等の関係者は、暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、その他の反社会的勢力でないこと。
- ・活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。→移動に関する負担感が人によって異なるため、入れない。
- ・目的が勝敗に偏った指導にならないように努めること。

各認定団体は、統括運営事務局が設立された後は、エリア活動団体内の指導者として協力するか、独自の活動を続けていくかを選択することになります。エリア活動団体の指導者として協力する場合は、集金業務や生徒保護者対応や、運営を任せることができるメリットがあります。統括運営事務局が設立されてから認定制度を始める方が分かりやすいですが、統括運営事務局が設立されるのは7月以降となるのに対し、4月から学校施設の優先利用の制度を始める必要があります。そのため、学校施設の優先利用の要件とするため、統括運営事務局が設立される前に認定制度を施行します。

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」

別冊資料（地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案））

令和7年10月 スポーツ庁・文化庁

1. 定義・呼称

- スポーツ庁・文化庁が示した認定要件及び認定手続等に基づき、対象となる公立の中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）を設置する市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）が、中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。
- 市町村等が自ら運営団体・実施主体^{*1}となり、スポーツ庁・文化庁が示した認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合（市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合も含む。）には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなし、これも「認定地域クラブ活動」と呼ぶこととする。

※1 各地域クラブ活動を統括する団体を「運営団体」、個別の地域クラブ活動を実際に行う団体を「実施主体」という。以下同じ。

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙1参照）

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② ガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

1

3. 認定手続等

（1）認定に当たっての留意事項

- 市町村等は、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整した上で、部活動の地域展開の方針を示す推進計画等を策定する。
- 推進計画等の策定に当たっては、市町村等が、公立の中学校等の生徒数や生徒のニーズ、活動場所となる施設の状況等の地域の実情を踏まえ、認定する地域クラブ活動の数や競技種目等を定めるとともに、以下の観点等を考慮し、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を定める。
 - ・ 地域の子供たちは地域で育てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
 - ・ 生徒の在籍する中学校等との連携を図ること
 - ・ 活動場所への移動に過度な負担が生じないように配慮すること
 - ・ 充実した活動とするために競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数の規模にすること
- 対象区域は、中学校区単位で加入する地域クラブ活動が明確になるように、例えば、単一の中学校区、複数の中学校区、当該市町村の一部などとすることが考えられる。また、ガイドラインで示す部活動改革の理念や基本的な考え方等を踏まえ、例えば、十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動^{*1}の場合等には当該市町村の全域を対象区域として定めることや、複数の市町村が広域連携の取組を進め、複数の市町村を対象区域として定めるなど柔軟に対象区域を定めることも考えられる^{*2}。
- 市町村等は、推進計画等に基づき、2.「認定要件」を満たすスポーツ・文化芸術活動を認定する。なお、各認定要件を満たしているか否かについては、市町村等が、別紙1の具体的な確認事項を踏まえ判断する。その際、2.「認定要件」は、個別の地域クラブ活動に関する事項（活動目的・理念、活動時間・休養日、参加費等）や地域クラブ活動を実施する団体の体制に関する事項（指導体制、安全確保、運営体制、学校等との連携）を定めていることから、原則として、地域クラブ活動の実施主体を審査対象として判断する。ただし、運営団体と実施主体が担っている役割^{*3}は、地域の実情に応じて多様な実態があることから、必要に応じて、運営団体・実施主体を全体として評価し、審査対象として判断する（以下、審査対象は、「地域クラブ活動の実施主体等」という）。

2

- 市町村等が、地域の実情に応じて、2.「認定要件」に加えて独自の要件を設けることは妨げないが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意すること。
- 都道府県は、市町村又は一部事務組合に対して、地域クラブ活動に関する認定制度が当該都道府県において円滑に整備・運用されるように、必要な指導助言を行うとともに、複数の市町村による広域連携の取組が必要な場合には、市町村同士の協議の場を設けるなど、必要な支援を行う。

※1 一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動等が考えられる。

※2 各競技種目等への参加人数の見込みを踏まえて、各競技種目等に応じた対象区域を定めることも考えられる。また、複数の市町村が広域連携の取組を進め、複数の市町村を対象区域として定める場合、地域の実情によっては、隣接する他の都道府県の市町村と広域連携の取組を行うことも考えられる。

※3 一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が運営団体と実施主体の両者の役割を兼ね備える場合も多いところ、そうした場合には、運営団体は管理部門、実施主体は実施部門をそれぞれ担う団体内の部署・機能として捉えられる。運営団体、実施主体、地域クラブ活動の役割分担や相互の関係性については、ガイドラインを参照。

（2）認定手続

- 認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体^{*1}が各実施主体の申請をとりまとめて、市町村等に対し、申請書、活動計画書、規約、誓約書、その他地方公共団体が必要と認める書類等（以下「申請書等」という。）^{*2}を提出することにより行う。
- 認定の申請の際に提出を求める誓約書において、地域クラブ活動の実施主体等が、申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること、市町村等からの指導助言等に対して真摯に対応することを誓約する項目を設ける。

3

- 市町村等は、提出された申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査を行い、上記2.「認定要件」を満たすものと認める場合には認定を行う。認定に当たっては、必要に応じて、ガイドラインに基づき設置した協議会等の意見を聴くことも考えられる。
- なお、活動の開始に先立って認定を行う必要が生じることも想定されることから、申請書等に基づき、条件付きでの認定（以下「仮認定」という。以下同じ。）を行い、活動開始後、一定期間内に活動状況の報告書の提出やヒアリング、現地確認等により、申請書等に記載された内容が適切に履行されていることを確認するなどの対応も可能とする^{*3}。

※1 市町村等が運営団体の場合には、実施主体が直接市町村等に対して申請書等を提出する。なお、上記のとおり、市町村等が運営団体・実施主体の双方を兼ねる場合には、その地域クラブ活動は認定を受けたものとみなすこととしている。

※2 国において、申請書等のひな型などを示す予定。

※3 申請書等に記載された内容が適切に履行されていることが確認された場合には、仮認定が正式な認定となる。

（3）認定の有効期間

- 認定の有効期間は、最長3年間（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

4

(4) 指導助言等

- 市町村等は、定期的な報告書の受領やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、誓約書に基づき、必要な指導助言等を行う。
- 市町村等は、認定地域クラブ活動が以下に該当する場合は、その実施主体等に対し、必要な指導助言等を行う。
 - ・ 上記2、「認定要件」を欠くに至ったと認めるとき
 - ・ 法令又は規約等に違反していると認めるとき
 - ・ 運営が著しく適正を欠くと認めるとき
- 市町村等は、認定地域クラブ活動が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消す。
 - ・ 不正な手段等により認定を受けたとき
 - ・ 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
 - ・ 地域クラブ活動の実施主体等から認定取消の申出があったとき

(5) 経過措置

- 部活動の地域展開に新たに取り組む市町村等のほか、独自に地域クラブ活動の認定や指定等の仕組みを整備・運用している市町村等においても、スポーツ庁・文化庁が示した認定要件及び認定手続等に沿った地域クラブ活動の認定制度の導入や準備等に当たり、特に、上記2、「認定要件」の④「適切な指導の実施体制が確保されていること」及び⑥「適切な運営体制が確保されていること」などについては、地域クラブ活動が所定の要件を満たすのに一定の期間を要すると考えられることから、市町村等が、当該地域クラブ活動の実施主体等に対して適切な指導助言等を行うことにより、原則として、令和8年度末まで※¹に限り、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

※1 例えば、部活動の地域展開に新たに取り組む市町村等において課題の検証等のために試行的に実施する場合など、特別な事情がある場合は、改革実行期間の前期が終了する令和10年度末まで、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

4. 認定地域クラブ活動において期待される取組・体制等

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、次のような新たな価値の創出に向けた取組を行うことが期待される。
 - ・ 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む）
 - ・ 生徒の個性・得意分野等の尊重
 - ・ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
 - ・ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
 - ・ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
 - ・ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導
- 団体としての賠償責任保険の加入対象が法人となっていることが多いことに加え、組織としての責任の明確化やガバナンスの確保の観点から、特定非営利活動法人や一般・公益社団法人、一般・公益財団法人等の法人格を有する運営団体※¹が実施主体を統括する体制で運営することが期待される。

※1 さらに、市町村等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等の要件を満たし、地域クラブ活動の運営団体を担っている団体を認証する日本スポーツ協会「総合型地域スポーツクラブ認証制度（部活動の地域展開タイプ）」において認証を受けた法人格を有する総合型地域スポーツクラブが運営団体として実施主体を統括する体制で運営することも考えられる。

5. 想定される認定の効果（認定地域クラブ活動が享受できるメリット）

- 地域クラブ活動に関する認定制度を設けることにより、安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進等を図るとともに、認定地域クラブ活動に対して、次の取組を促進する※1。

① 市町村等による生徒・保護者等への情報提供

- ・ 地域クラブ活動への参加促進のための学校と連携した生徒・保護者等に対するきめ細かな情報提供等※2（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）

② 地域クラブ活動の運営等への公的支援

- ・ 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を踏まえた財政支援（経済的困難世帯の生徒への支援を含む。）
- ・ 学校施設、公共スポーツ施設、社会教育施設等の優先利用、使用料の減免等
- ・ 学校備品等の活用、用具の保管スペースの確保

③ 教師等の兼職兼業

- ・ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の許可の対象

④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

- ・ 地方公共団体における大会開催地までの交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用（学校部活動参加生徒と同様に支援）
- ・ 認定地域クラブ活動の参加者の中学校体育連盟の主催大会等への円滑な参加（必要に応じた大会参加規程の見直し（引率者の資格要件等を含む。））

※1 地域の実情等に応じた、生徒の多様な選択肢を確保する観点から、上記①市町村等による生徒・保護者等への情報提供を中心に支援する場合には、市町村等がガイドラインに沿った活動とすることを担保した上で独自に緩やかな要件を満たした活動を登録する仕組みなどを別途設けることも妨げない。

※2 情報提供等の際に、認定地域クラブ活動については、例えば、「〇〇市認定地域クラブ活動」と表記することが考えられる。

別紙 1

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）における 「2. 認定要件」の具体的な確認事項

- ①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与することであること

<確認事項>

- 生徒※1の自主的・主体的な参加による活動※2であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること※3

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

②ガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

<確認事項>

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送るよう、週当たり2日以上の休養日を設け、1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※¹
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上の休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週当たり2日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ土日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

<確認事項>

- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④適切な指導の実施体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること※¹
- 市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること※²
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること※³

※1 日本版BBSの活用を含めて、指導人材による不適切行為の防止を徹底。

※2 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、別紙2—1を参照。

※3 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。

⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

<確認事項>

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥適切な運営体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の実施主体等※1において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※2
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事※3）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること※4
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。

※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※4 地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体（特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計算書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられる。なお、市町村等が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦学校等との連携が適切に行われていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等^{*1}を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること^{*2}
- 市町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力をを行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと

*1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

*2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要になると考えられる。

「認定地域クラブ活動指導者」登録制度（イメージ案）

別紙2-1

1. 目的

この指導者登録制度（以下「本制度」という。）は、認定地域クラブ活動において、指導者による暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すものである。

2. 定義

本制度に基づき、市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導者を「認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶものとする。

3. 研修

指導者登録に当たって、市町村等が定める研修は、以下の内容に基づき定められる。

（1）対象となる研修（研修実施者）

- ① 市町村等が自ら行う研修
- ② 当該市町村が所在する都道府県が行う研修
- ③ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ④ 市町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

（2）研修の内容・実施方法

研修内容については、別紙2-2「地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例（イメージ案）」とともに、市町村等において具体的な内容を定めることが考えられる。

研修の実施に当たっては、対面方式のみならず、オンライン方式も積極的に活用して、一定期間ごと（例えば年1回等）に実施することが考えられる。なお、認定地域クラブ活動指導者自身が日常的・継続的に学び続けられるようオンデマンド方式による研修環境を整備することや、夏季に入る前の時期に熱中症予防に関する研修を行うこと、近隣地域等において事件・事故が起きた際にそれに対応した防止研修等を行うことも考えられる。

4. 登録要件

- 次の全ての要件を満たす者を、市町村等において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。
- (1) 中学生年代を対象とした地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること。具体的には、上記3. の市町村等が定める研修を受講した者であること
 - (2) 暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
 - (3) 以下のいずれにも該当しない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に、暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

5. 登録手続等

- (1) 認定地域クラブ活動指導者としての登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市町村等に対して登録申請書及び上記4. (2) の誓約書（以下「登録申請書等」という。）を提出するものとする。
- (2) 市町村等は、登録申請書等の内容を確認し、要件を満たしている場合には、登録申請者に対して研修の受講案内を行い、研修の受講確認後、認定地域クラブ活動指導者としての登録を行うものとする。なお、上記3. (1) ②～④のとおり、都道府県等が研修を行う場合には、当該都道府県等において、登録申請者の研修受講の確認後、市町村等に対して報告を行うものとする。
- (3) 登録申請者が所属する運営団体・実施主体が決まっている場合には、運営団体・実施主体を通じて、登録申請者から市町村等に対する登録申請書等の提出を行うことや、市町村等から登録申請者に対する研修の受講案内等を行うことも考えられる。
- (4) 認定地域クラブ活動指導者は、登録事項等に変更があった場合には、速やかに市町村等に報告するものとする。

6. 有効期間

登録の有効期間は、最長4年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々翌年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の有効期間の満了の日の属する年度の翌々翌年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

7. 経過措置

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の3. (5) に記載の経過措置を参照

8. 不適切行為への対応

- (1) 禁止される不適切行為
 - ① 認定地域クラブ活動指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）、いじめ、無視等の行為を行ってはならない。
 - ② 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。
- (2) 不適切行為への対応
 - ① 認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、市町村等に報告すること。なお、報告を受けた市町村等において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うことも考えられる。
 - ② 上記のほか、市町村等に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられる。
 - ③ 市町村等においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。

項目	地域クラブ活動指導者に求められる 資質・能力例	研修メニュー例
①総論・制度	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）
②基本姿勢・ 服務規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）の防止 生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止 生徒同士による暴言・暴力・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）
③生徒への指導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	中学校段階の生徒の特徴や配慮事項等 生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等） 生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導 女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④安全管理・ 事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導 事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等） 事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
⑤保護者や学校 との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。	保護者との連絡調整等 生徒が在籍する中学校等との連携

※1 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。

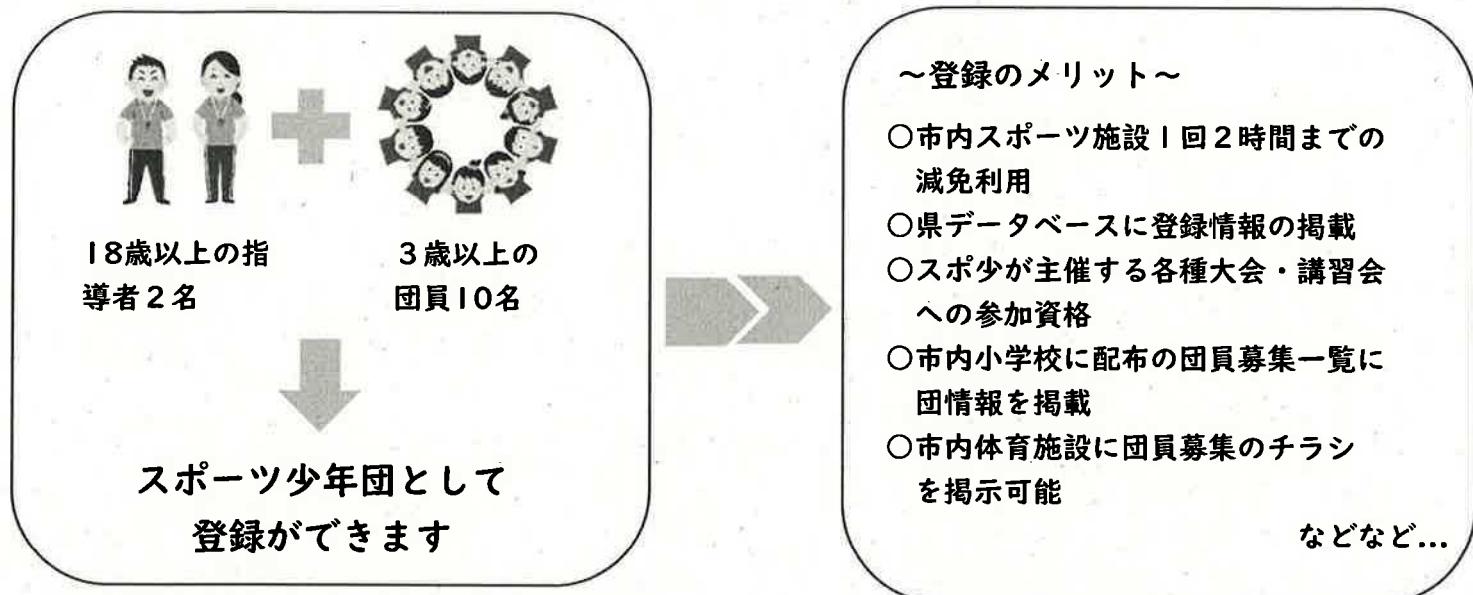
※2 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。

※3 なお、指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5）等を参考とともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きの活用のほか、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格の取得により知識・技能を学ぶことも考えられる。

スポーツ少年団を新規に立ち上げたいというみなさまへ

新規に少年団を立ち上げたいという方、まずはつくば市スポーツ少年団事務局
(029-854-8511)までお問い合わせください。

下記の流れでWeb登録システムより簡単に登録ができます。



※登録要件の詳細につきましては別紙をご参照ください

新規少年団立ち上げの流れ

- ① つくば市スポーツ少年団事務局に、以下の情報と新規団立ち上げの意向を伝える。
 - ・新しく立ちあげる少年団の名称
 - ・代表者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス
- ② 事務局より代表メールアドレス宛に、「スポーツ少年団登録システム」URLが届くのでログインし、必要事項を入力し単位団登録申請を行う。
- ③ 事務局から登録申請を受け付けた旨のメールが届いたら、指定した支払方法にて登録料の支払を行う。

・登録料	指導者・役員・スタッフ・・・1,500円/人
団員	・・・1,000円/人
- ④ 事務局から届く登録完了のメールを確認し、登録完了。

※ 登録申請期間は4/1~7/31、登録有効期限は毎年度末日（3/31）までです。

別紙【スポーツ少年団登録規定施行細則に定める登録要件】

		指導者		団員
		理念○	理念×	
		18歳以上	18歳以上	
パターン	A	2名		10名以上
	B ※	1名	1名	10名以上
	C ※	0名	2名	10名以上

※パターンB・Cは新規登録単位スポーツ少年団が初年度に限り適用可能です。
ただし登録初年度中に指導者2名が必ず資格を取得することが義務づけられています。

理念○【スポーツ少年団の理念を学んだ指導者】に該当する者

1. 令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有した者
2. JSPO公認スタートコーチ（スポーツ少年団）資格を保有している者
3. 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格を認定され、
令和5（2023）年度まで引き続き登録を行っている者
4. 令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格を認定され、
引き続き登録を行っており、併せて他の指導者資格を保有している者

スポーツ少年団登録規程

第1条 この規程は、日本スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフの登録に関することについて定める。

第2条 登録は、日本スポーツ少年団設置規程第2章の目的にのっとり、日本スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。

第3条 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。

2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

第4条 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第5条 日本スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフに対し、次の手続きによる認定を行う。

- (1) 新規登録単位スポーツ少年団については団認定証と認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
- (2) 更新登録単位スポーツ少年団については認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。
- (3) 団員については団員章を交付する。
- (4) 指導者については指導者章を交付する。
- (5) 役員およびスタッフについては登録証を交付する。

第6条 前条による登録の認定を受けたスポーツ少年団ならびに前条による登録の認定を受けた団員・指導者・役員およびスタッフ（以下「少年団登録者」という。）は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 単位スポーツ少年団については市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）が所有するスポーツ少年団関係標章を使用すること。ただし、その使用にあたっては、本会が定める「スポーツ少年団関係標章の使用に関する規程」に基づき正しく使用すること。

第7条 少年団登録者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) スポーツ少年団の理念、日本スポーツ少年団団員綱領および日本スポーツ少年団指導者綱領に従って活動すること。
- (2) 本会倫理規程を遵守するとともに、遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を行った疑いがあるときは当該行為を行った疑いがある者に關係するとみなされるときは、当該事案に関する調査に誠実に協力すること。
- (3) 本会倫理規程および遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を発見したときは、これを是正するよう努めること。

第8条 少年団登録者が、本会登録者等処分規程第3条に違反する行為を行った疑いがあるときは、同規程に基づき対応を行うものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処分するものとする。

第9条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議を経て、別に定めることができる。

第10条 本規程の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則1 この規程は昭和61年4月1日から施行する。

附則2 この規程は平成元年4月1日から改定施行する。

附則3 この規程は平成22年6月9日から改定施行する。

附則4 この規程は平成27年11月9日から改定施行する。

附則5 この規程は平成30年4月1日から改定施行する。

附則6 この規程は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

附則7 この規程は令和4年4月19日に改定し、令和5年1月1日から施行する。

スポーツ少年団登録規程施行細則

第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条に関する事項について定める。

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を充分に考慮し、個別に対応するものとする。
2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という。）保有者（ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く。）とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を修了した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。
3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員10名以上と指導者2名以上で構成されるものとする。
4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者（次のいずれかにあてはまる者）としなければならない。
 - (1) 令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
 - (2) スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格保有者
 - (3) 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者
 - (4) 令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者
5. 前項にかかわらず、新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、次の（1）または（2）を満たせばよいものとする。
 - (1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、当該年度内にスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の受講を修了すること。
 - (2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、当該年度内にスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の受講を修了すること。
6. 指導者または登録する年の4月1日現在満18歳以上の役員およびスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。
7. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。
8. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。
9. 市区町村スポーツ少年団は前項に規定する手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また市区町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
10. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
11. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者、役員およびスタッフ1名700円とする。

第3条 登録者の個人情報は、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団等にて共同利用する。その他、個人情報取り扱いの詳細については、別途定める。

第4条 この細則は常任委員会の議決によって変更することができる。

- 附則 1** 本細則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条第 3 項については平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 2** 本細則は平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条第 3 項については平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 3** 本細則は平成 4 年 10 月 21 日から改定施行する。
- 附則 4** 本細則は平成 7 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 5** 本細則は平成 11 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 6** 本細則は平成 17 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 7** 本細則は平成 24 年 11 月 14 日から改定施行する。
- 附則 8** 本細則は平成 26 年 5 月 23 日に改定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 9** 本細則は平成 27 年 3 月 6 日に改定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 10** 本細則は平成 28 年 11 月 11 日に改定施行し、平成 29 年度登録から適用する。
- 附則 11** 本細則は平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 12** 本細則は令和元年 5 月 31 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 13** 本細則は令和 2 年 3 月 17 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 14**
1. 本細則は令和 2 年 10 月 14 日から改定施行する。
 2. 第 2 条第 4 項は、令和 3 年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が 1 名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。
 - (1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が 1 名の場合
この 1 名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも 1 名が、令和 3 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
 - (2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0 名の）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計 2 名が、令和 3 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
- 附則 15**
1. 本細則は令和 2 年 11 月 20 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
 2. 第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、スポーツリーダー資格のみを保有する者であっても、令和 5 年度までは指導者として登録することができるものとする。
- 附則 16**
1. 本細則は令和 2 年 11 月 20 日から改定施行する。
 2. 第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満 20 歳以上の者は、公認指導者資格を保有していない場合であっても、令和 5 年度まではスポーツ少年団の理念を学んだ指導者として登録することができるものとする。
- 附則 17**
1. 本細則は令和 3 年 11 月 26 日から改定施行する。
 2. 第 2 条第 4 項は、令和 4 年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が 1 名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。
 - (1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が 1 名の場合
この 1 名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも 1 名が、令和 4 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
 - (2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0 名の）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計 2 名が、令和 4 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

附則 18 本細則は令和 4 年 4 月 19 日に改定し、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附則 19 1. 本細則は令和 4 年 11 月 25 日に改定し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 2 条第 4 項は、令和 5 年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が 1 名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。

（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が 1 名の場合

この 1 名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも 1 名が、令和 5 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0 名の）場合

指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計 2 名が、令和 5 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

附則 20 本細則は令和 6 年 3 月 1 日に改定し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（単位スポーツ少年団として構成・登録する際に必要となる最低人数）

		指導者		団員
		理念○	理念×	
		18歳以上	18歳以上	
パターン	A	2名		10名
	B※	1名	1名	10名
	C※	0名	2名	10名

理念○：第2条第4項に定めるスポーツ少年団の理念を学んだ者

- (1) 令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- (2) スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格保有者
- (3) 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者
- (4) 令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者

※パターンBおよびCは、新規登録単位スポーツ少年団のみ適用可能（第2条第5項に基づくパターン）。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要

※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部）における運動部活動を対象

スポーツ庁

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする

○目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目指す

（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）

- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進

- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む

- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進

※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識



・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体	・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保	・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援
・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供	・団結する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討	・スポーツ安全保障が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
・指導者資格の取得や研修の実施の促進	・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク	・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
・指導者の確保のための支援方策の検討	・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す
・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定	
・スポーツ団体等に管理を委託	

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じ積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路を選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

1

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要【各論】

スポーツ庁

○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として多様なスポーツ団体等（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。学校関係の組織・団体（地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ学校の体育施設なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。市町村において、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。<令和4年度から令和6年度の取組を例示>

【具体的課題への対応】

現状と課題		求められる取り組み
スポーツ団体等の整備充実（第3章）	・どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 ○ 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国への支援も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の質・量の確保方策（第4章）	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性や資質を有する指導者の確保する必要がある。 ・教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導者資格の取得や研修の実施の促進。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。 ○ 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 ○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。 ○ 学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 ○ 施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。
スポーツ施設の確保方策（第5章）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。 ・スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。 	

2

現状と課題		求められる対応
大会の在り方 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。 ・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度以降は、国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 ○ 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 ○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、全国大会の開催回数の精選を要請。スポーツボランティアの活用。 ○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
会員の在り方 (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援。 ○ 例えば、地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
保険の在り方 (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、JSPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。 ○ スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等 の在り方 (第9章)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えている状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。次期改訂時（注：前回は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 ○ 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 ○ 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり人事配置において過度に評価しているがあれば、適切に見直し。

*地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革が求められる。
(誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働)